

野田市地域防災計画 新旧対照表

令和8年度
修正素案

野田市防災会議

震災編

修 正 案
修正理由 県の計画に整合
第 2 計画の基本方針
(略) 2. 避難行動要支援者や女性への配慮 高齢者、幼児、障がいのある人、日本語を<u>理解しない</u>外国人等、避難行動要支援者の安全を確保するためには、公助とともに共助による支援が必要となる。しかし、災害発生時の混乱した状況のなかでは、事前の準備なしに迅速かつ的確な支援を行うことは困難であるため、避難行動要支援者の安全確保について、事前に環境整備を進める必要がある。その対策として、避難行動要支援者の名簿作成、地域による要援護者の安否確認や避難支援体制の構築、避難後の生活への配慮や福祉避難所の指定等に留意する。 一方、近年の災害では、避難生活において女性の必需品の確保や配布方法、男女別のスペースの確保等、女性への配慮や男女のニーズの違いへの対応が問題となった。そのため、地域の自主防災活動や<u>避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。</u> <u>特に、女性専用の相談窓口、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。</u> (略) 6. 平時と災害時を一体として捉えた防災対策の推進 災害のために特別な備えを行うのではなく、平時と災害時を問わず施設や物品等を有効に活用する「フェーズフリー」の考え方を踏まえた取組を

現 行	
震災編 第 1 章 総則 第 1 節 計画の基本方針 第 2 計画の基本方針	ページ 震- 1
第 2 計画の基本方針	
(略)	
2. 避難行動要支援者や女性への配慮	
高齢者、幼児、障がいのある人、日本語を理解できない外国人等、避難行動要支援者の安全を確保するためには、公助とともに共助による支援が必要となる。しかし、災害発生時の混乱した状況のなかでは、事前の準備なしに迅速かつ的確な支援を行うことは困難であるため、避難行動要支援者の安全確保について、事前に環境整備を進める必要がある。その対策として、避難行動要支援者の名簿作成、地域による要援護者の安否確認や避難支援体制の構築、避難後の生活への配慮や福祉避難所の指定等に留意する。	
一方、近年の災害では、避難生活において女性の必需品の確保や配布方法、男女別のスペースの確保等、女性への配慮や男女のニーズの違いへの対応が問題となった。そのため、地域の自主防災活動への女性の参画を促し、女性の意見を取り入れること、女性の必需品の確保、指定避難所において更衣室や男女別トイレの設置等に留意した対策とする。	
(新規)	
(略)	
(新規)	

進めることは、既存の施設や設備を活用した迅速な避難環境の確保など、公助による初動対応の円滑化に資するとともに、家庭での備えを促すなど、自助の強化にもつながるものである。

このため、公共施設における再生可能エネルギー導入や耐震化などの取組を進めるほか、市民に対するフェーズフリーの考え方や家庭で出来る取組の普及啓発を図るとともに、民間企業が保有する駐車場や宿泊施設、電気自動車などを災害時に活用するための協定締結を促進する。

修 正 案
修正理由 名称の変更
第 5 指定公共機関 1. N T T 東日本株式会社、株式会社 N T T ドコモ、<u>N T T ドコモビジネス株式会社</u> (略)

現 行
震災編 第 1 章 総則 第 1 節 計画の基本方針 第 5 指定公共機関 ページ 震-7
第 5 指定公共機関 1. N T T 東日本株式会社、株式会社 N T T ドコモ、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> (略)

修 正 案
修正理由 字句の変更 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 (略) 8. 野田市赤十字奉仕団 (1) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び<u>指定避難所等内</u>の世話業務等の協力に関すること 9. 野田建設業協同組合・県北建設業協同組合 (1) 災害時における応急活動の協力に関すること (2) 道路の復旧に関すること (3) 道路・橋梁等の被害の調査報告に関すること 10. 野田市建築業組合 (1) 倒壊家屋等の撤去の協力に関すること (2) 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理の協力に関すること <u>11. 野田市管工事協同組合</u> (1) <u>水道施設の復旧工事に関すること</u> (2) <u>応急給水に関すること</u> (3) <u>資機材の供給に関すること</u> <u>12. ちば東葛農業協同組合</u> (1) 災害時における食料及び物資の供給に関すること (2) 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること (3) 農作物の災害応急対策の指導に関すること <u>13. 東葛北部、五駄、南部、江川の各土地改良区</u> 農地及び農業用施設の被害調査と湛水被害の復旧に関すること

現 行	
震災編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	ページ 震-10
第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	
(略)	
8. 野田市赤十字奉仕団	
(1) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び <u>指定避難所内</u> の世話業務等の協力に関すること	
9. 野田建設業協同組合・県北建設業協同組合	
(1) 災害時における応急活動の協力に関すること	
(2) 道路の復旧に関すること	
(3) 道路・橋梁等の被害の調査報告に関すること	
10. 野田市建築業組合	
(1) 倒壊家屋等の撤去の協力に関すること	
(2) 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理の協力に関すること	
<u>(新規)</u>	
<u>11. ちば東葛農業協同組合</u>	
(1) 災害時における食料及び物資の供給に関すること	
(2) 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること	
(3) 農作物の災害応急対策の指導に関すること	
<u>12. 東葛北部、五駄、南部、江川の各土地改良区</u>	
農地及び農業用施設の被害調査と湛水被害の復旧に関すること	

1 4. 公益社団法人千葉県ＬＰガス協会野田支部

災害時における応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の供給に関すること

1 5. 危険物取扱施設等の管理者

- (1) 安全管理の徹底に関すること
- (2) 防護施設の整備に関すること
- (3) 災害時における防災活動に関すること

1 6. 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関すること

1 3. 公益社団法人千葉県ＬＰガス協会野田支部

災害時における応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の供給に関すること

1 4. 危険物取扱施設等の管理者

- (1) 安全管理の徹底に関すること
- (2) 防護施設の整備に関すること
- (3) 災害時における防災活動に関すること

1 5. 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関すること

修 正 案
修正理由 県の計画に整合 字句の変更
第 8 市民等及び事業所等 1. 市民等 (略) (2) 市民等自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、過去の災害から得られた教訓の伝承</u>や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること (略) 2. 自主防災組織 (略) (3) 避難誘導、救出救護、<u>指定避難所等</u>の運営に関すること (略) 4. ボランティア団体 <u>平時</u>から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること (略)

現 行	
震災編 第 1 章 総則 第 2 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第 8 市民等及び事業所等	ページ 震- 1 1
第 8 市民等及び事業所等 1. 市民等 (略) (2) 市民等自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、 (新規)過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること (略) 2. 自主防災組織 (略) (3) 避難誘導、救出救護、指定避難所の運営に関すること (略) 4. ボランティア団体 平常時から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること (略)	

修 正 案

修正理由

時点修正

第 3 社会環境

1. 人口

本市の人口と世帯数は、令和 8 年 4 月 1 日現在、152,923 人、74,146 世帯である。

2. 土地利用

本市の面積は、103.55 km²であり、土地利用の状況は次のとおりである。

土地利用の状況（令和 7 年 1 月 1 日現在）

	面 積 (m ²)	割合 (%)
田	<u>12,452,942</u>	<u>12.0</u>
畑	<u>15,817,146</u>	<u>15.3</u>
宅地	<u>25,165,534</u>	<u>24.3</u>
池沼	<u>299,943</u>	<u>0.3</u>
山林	<u>5,071,294</u>	<u>4.9</u>
原野	<u>108,844</u>	<u>0.1</u>
雑種地	<u>14,014,116</u>	<u>13.5</u>
その他	<u>30,620,181</u>	<u>29.6</u>

現 行	
震災編 第 1 章 総則 第 3 節 災害環境 第 3 社会環境	ページ 震-13

第 3 社会環境

1. 人口

本市の人口と世帯数は、令和 7 年 4 月 1 日現在、153,336 人、73,331 世帯である。

2. 土地利用

本市の面積は、103.55 km²であり、土地利用の状況は次のとおりである。

土地利用の状況（令和 6 年 1 月 1 日現在）

	面 積 (m ²)	割合 (%)
田	<u>12,499,002</u>	<u>12.1</u>
畑	<u>16,076,851</u>	<u>15.5</u>
宅地	<u>25,095,959</u>	<u>24.2</u>
池沼	<u>294,297</u>	<u>0.3</u>
山林	<u>5,136,395</u>	<u>5.0</u>
原野	<u>107,338</u>	<u>0.1</u>
雑種地	<u>13,709,398</u>	<u>13.2</u>
その他	<u>30,630,760</u>	<u>29.6</u>

修 正 案	
修正理由	
時点修正 字句の変更	
第 4 既往災害	
(略)	
2. 東日本大震災の被害	
平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード 9.0 の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。	
この地震により、全国で死者 <u>19,787</u> 人、行方不明者 <u>2,549</u> 人、負傷者 <u>6,254</u> 人、住家被害は、全壊 <u>122,204</u> 棟、半壊 <u>287,896</u> 棟、一部損壊 <u>749,016</u> 棟、千葉県でも死者・行方不明者 24 人、負傷者 268 人、住家全壊 807 棟、半壊 10,313 棟などの被害が発生した（令和 <u>8</u> 年 3 月 1 日現在、平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震第 <u>166</u> 報別紙 出典）。	
また、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。	
本市では、震度 5 強の揺れを記録し、次の被害が発生した。	
〈東北地方太平洋沖地震での本市の被害〉	
項目	被害の概要
人的被害	死者 1 人、軽傷者 5 人
火災	1 件
住家被害	全壊 1 棟、半壊 7 棟、 <u>一部損壊</u> 1,936 棟
道路の亀裂、陥没等	96 箇所
利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等	24 箇所
ブロック塀等の損壊	30 箇所

現 行	
震災編 第 1 章 総則 第 3 節 災害環境 第 3 社会環境	ページ 震-15
第 4 既往災害	
(略)	
2. 東日本大震災の被害	
平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード 9.0 の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。	
この地震により、全国で死者 <u>19,782</u> 人、行方不明者 <u>2,550</u> 人、負傷者 <u>6,242</u> 人、住家被害は、全壊 <u>122,053</u> 棟、半壊 <u>284,074</u> 棟、 <u>一部破損</u> <u>750,069</u> 棟、千葉県でも死者・行方不明者 24 人、負傷者 268 人、住家全壊 807 棟、半壊 10,313 棟などの被害が発生した（令和 <u>7</u> 年 3 月 1 日現在、平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震第 <u>165</u> 報別紙 出典）。	
また、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。	
本市では、震度 5 強の揺れを記録し、次の被害が発生した。	
〈東北地方太平洋沖地震での本市の被害〉	
項目	被害の概要
人的被害	死者 1 人、軽傷者 5 人
火災	1 件
住家被害	全壊 1 棟、半壊 7 棟、 <u>一部破損</u> 1,936 棟
道路の亀裂、陥没等	96 箇所
利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等	24 箇所
ブロック塀等の損壊	30 箇所

修 正 案
修正理由 県の計画に整合 字句の変更
第 1 地域防災力の向上 大規模災害においては、市や防災関係機関だけでなく、家族や地域住民が中心となって、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えに基づき、行動することが求められる。 （削除）過去の災害では、地震発生直後の「自力・家族」、「住民同士」による助け合いによって、多くの命が救われており、災害直後における地域の防災活動の重要性が明らかになっている。また、その後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなっている。 これらのことから、野田市全体で地域防災力を向上させるためには、「市民・事業所」、「地域の市民で組織する自主防災組織等」、「行政・防災関係機関」の3者がそれぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」の連携が不可欠である。 地域防災力の向上のために、3者がそれぞれの役割を認識し、自らの防災力を向上させるようにする。 （略） 1. 市民の役割(自助) 市民は、自らの生命は自らが守るという意識をもち、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につける。また、食料の備蓄など自主的に災害に備えるとともに、災害時には防災関係機関の協力と指導の下に可能な限り防災活動に参加し、市民自ら被害の軽減及び拡大防止に努める。

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第1 地域防災力の向上	ページ 震-19
第1 地域防災力の向上	
大規模災害においては、市や防災関係機関だけでなく、家族や地域住民が中心となって、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えに基づき、行動することが求められる。 <u>阪神・淡路大震災、東日本大震災などの過去の災害</u>では、地震発生直後の「自力・家族」、「住民同士」による助け合いによって、多くの命が救われており、災害直後における地域の防災活動の重要性が明らかになっている。また、その後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなっている。 これらのことから、野田市全体で地域防災力を向上させるためには、「市民・事業所」、「地域の市民で組織する自主防災組織等」、「行政・防災関係機関」の3者がそれぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」の連携が不可欠である。 地域防災力の向上のために、3者がそれぞれの役割を認識し、自らの防災力を向上させるようにする。 （略） 1. 市民の役割(自助) 市民は、自らの生命は自らが守るという意識をもち、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につける。また、食料の備蓄など自主的に災害に備えるとともに、災害時には防災関係機関の協力と指導の下に可能な限り防災活動に参加し、市民自ら被害の軽減及び拡大防止に努める。	

〈市民の活動〉	
平時	ア 防災知識の修得（防災ハンドブック、地震ハザードマップ等の活用） イ 家屋等の耐震化の促進、家具の転倒防止対策 ウ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品、福祉用具等の備蓄（最低3日分以上） エ 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等） オ 災害時の指定緊急避難場所や一時（いつとき）避難場所※及び避難経路の確認 カ 災害時の家庭内の連絡方法の確認 キ 各種防災訓練への参加 （近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との指定避難所運営訓練） ※一時（いつとき）避難場所とは、指定緊急避難場所までの距離が遠い場合など、まず身の安全を確保するために、一時的に集合する近くの公園や空き地のことである。その場所で家族や地域住民の安否を確認した後、指定緊急避難場所まで避難をする。なお、自宅の安全が確認できる場合、無理に指定避難所等へ避難する必要はない。
発災時	ア 正確な情報の把握 イ 出火防止、初期消火 ウ 近隣の負傷者や避難行動要支援者の行動の補助、介助 エ 適切な避難の実施と指定避難所等の運営 オ 公共機関、自主防災組織、ボランティア等の活動との協力
2. 事業所の役割（自助） (1) 防災・防火管理体制の強化 店舗等多数の人が出入りする施設について管理権原を有する者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。 雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制の確立、自衛消防組織の設置や、発災時に防災体制がとれるよう指導する。	

〈市民の活動〉	
平時	ア 防災知識の修得（防災ハンドブック、地震ハザードマップ等の活用） イ 家屋等の耐震化の促進、家具の転倒防止対策 ウ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品、福祉用具等の備蓄（最低3日分以上） エ 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等） オ 災害時の指定緊急避難場所や一時（いつとき）避難場所※及び避難経路の確認 カ 災害時の家庭内の連絡方法の確認 キ 各種防災訓練への参加 （近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との指定避難所運営訓練） ※一時（いつとき）避難場所とは、指定緊急避難場所までの距離が遠い場合など、まず身の安全を確保するために、一時的に集合する近くの公園や空き地のことである。その場所で家族や地域住民の安否を確認した後、指定緊急避難場所まで避難をする。なお、自宅の安全が確認できる場合、無理に指定避難所へ避難する必要はない。
発災時	ア 正確な情報の把握 イ 出火防止、初期消火 ウ 近隣の負傷者や避難行動要支援者の行動の補助、介助 エ 適切な避難の実施と指定避難所の運営 オ 公共機関、自主防災組織、ボランティア等の活動との協力
2. 事業所の役割（自助） (1) 防災・防火管理体制の強化 店舗等多数の人が出入りする施設について管理権原を有する者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。 雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制の確立、自衛消防組織の設置や、発災時に防災体制がとれるよう指導する。	

また、多数の人が利用する大規模建築物等については、消防法第 36 条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられている。

〈事業所の活動〉

平 常 時	ア	防災知識の広報・啓発（従業員の防災意識の醸成、災害時の行動の周知）
	イ	建築物の耐震化の促進（倒壊や外装材等の落下物による被害防止、室内の安全対策）
	ウ	防災訓練（避難訓練、初期消火訓練、救出訓練）
	エ	防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材）
	オ	自衛消防隊の結成（隊長及び初期消火班、避難誘導班、応急救護班等の編成）
	カ	帰宅困難時に備えた備蓄（食料、飲料水、生活必需品、医薬品等）
発 災 時	キ	地域の防災活動への参加、協力
	ア	出火防止、初期消火
	イ	従業員、利用者等の避難誘導
	ウ	救出・救護（救出活動・救護活動）
	エ	災害時における地域組織との連携（資機材の提供、人的支援）
	オ	帰宅困難者対策

（略）

3. 自主防災組織（共助）

(1) 自主防災組織の結成促進

危機管理部は、災害対策基本法第 5 条第 2 項の規定に基づき、地域市民自ら地域の防災活動を行い、被害を最小限にするため自治会を単位とした自主防災組織の結成促進を図る。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性や子育て家庭の経験・能力を活用する。

(2) 自主防災組織の活動支援

危機管理部は、野田市自主防災組織育成補助金交付規則に基づき、自主防災組織が使用する資機材購入及び防災訓練等の活動を支援する。

また、多数の人が利用する大規模建築物等については、消防法第 36 条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられている。

〈事業所の活動〉

平 常 時	ア	防災知識の広報・啓発（従業員の防災意識の醸成、災害時の行動の周知）
	イ	建築物の耐震化の促進（倒壊や外装材等の落下物による被害防止、室内の安全対策）
	ウ	防災訓練（避難訓練、初期消火訓練、救出訓練）
	エ	防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材）
	オ	自衛消防隊の結成（隊長及び初期消火班、避難誘導班、応急救護班等の編成）
	カ	帰宅困難時に備えた備蓄（食料、飲料水、生活必需品、医薬品等）
発 災 時	キ	地域の防災活動への参加、協力
	ア	出火防止、初期消火
	イ	従業員、利用者等の避難誘導
	ウ	救出・救護（救出活動・救護活動）
	エ	災害時における地域組織との連携（資機材の提供、人的支援）
	オ	帰宅困難者対策

（略）

3. 自主防災組織（共助）

(1) 自主防災組織の結成促進

危機管理部は、災害対策基本法第 5 条第 2 項の規定に基づき、地域市民自ら地域の防災活動を行い、被害を最小限にするため自治会を単位とした自主防災組織の結成促進を図る。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性（新規）の経験・能力を活用する。

(2) 自主防災組織の活動支援

危機管理部は、野田市自主防災組織育成補助金交付規則に基づき、自主防災組織が使用する資機材購入及び防災訓練等の活動を支援する。

さらに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県及び市は協力してこれを促進する。

〈自主防災組織の活動〉

平 常 時	ア	防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）
	イ	地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）
	ウ	防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
	エ	家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具、危険物品、木造建物）
	オ	防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材）
	カ	避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理）
	キ	他団体と連携した訓練活動の実施 （近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との指定避難所運営訓練）
発 災 時	ア	情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難指示又は緊急安全確保）
	イ	出火防止、初期消火
	ウ	救出・救護（救出活動・救護活動）
	エ	避難（避難誘導、 <u>指定避難所等</u> の運営）
	オ	給食・給水（ <u>指定避難所等</u> での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し）

（略）

さらに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県及び市は協力してこれを促進する。

〈自主防災組織の活動〉

平 常 時	ア	防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）
	イ	地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）
	ウ	防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
	エ	家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具、危険物品、木造建物）
	オ	防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材）
	カ	避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理）
	キ	他団体と連携した訓練活動の実施 （近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との指定避難所運営訓練）
発 災 時	ア	情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難指示又は緊急安全確保）
	イ	出火防止、初期消火
	ウ	救出・救護（救出活動・救護活動）
	エ	避難（避難誘導、 <u>指定避難所</u> の運営）
	オ	給食・給水（ <u>指定避難所</u> での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し）

（略）

修 正 案		
修正理由		
名称の変更		
計画の体系	担 当	関係機関
第 1 防災広報・防災教育の充実	危機管理部、学校教育部、企画財政部	
第 2 防災訓練の推進	危機管理部、消防本部	野田警察署、野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会、千葉県柔道整復師会野田地区、消防団
第 3 調査・研究	危機管理部	

現 行		
震災編 第 2 章 災害予防計画 第 2 節 防災知識の普及啓発		ページ 震-23
計画の体系	担 当	関係機関
第 1 防災広報・防災教育の充実	危機管理部、学校教育部、企画財政部	
第 2 防災訓練の推進	危機管理部、消防本部	野田警察署、野田保健所（野田健康福祉センター）、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会、千葉県柔道整復師会野田地区、消防団
第 3 調査・研究	危機管理部	

修 正 案
修正理由 県の計画に整合
第 1 防災広報・防災教育の充実 1. 市民等への防災知識の普及 危機管理部は、市民等が災害について正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、市報、市ホームページ等を活用し、防災知識の普及と啓発に努める。 また、より効果的な広報ができるよう研究を行う。 特に、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者への広報に配慮するとともに、地域における生活者や女性、子育て家庭等の多様な視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。 (略)

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第2節 防災知識の普及啓発 第1 防災広報・防災教育の啓発	ページ 震-23
第1 防災広報・防災教育の充実	
1. 市民等への防災知識の普及 危機管理部は、市民等が災害について正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、市報、市ホームページ等を活用し、防災知識の普及と啓発に努める。 また、より効果的な広報ができるよう研究を行う。 特に、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者への広報に配慮するとともに、地域における生活者、<u>女性等</u>の多様な視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。 (略)	

修 正 案
修正理由 名称の変更
第 2 防災訓練の推進 (略) 1. 総合防災訓練 (略) (3) 参加機関 市、自治会、自主防災組織、防災関係機関、野田警察署、野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区、消防団、交通安全協会、赤十字奉仕団、陸上自衛隊、民間協力団体等

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第2節 防災知識の普及啓発 第2 防災訓練の推進	ページ 震-24
第2 防災訓練の推進	
(略)	
1. 総合防災訓練	
(略)	
(3) 参加機関	
市、自治会、自主防災組織、防災関係機関、野田警察署、野田保健所（野田健康福祉センター）、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区、消防団、交通安全協会、赤十字奉仕団、陸上自衛隊、民間協力団体等	

修 正 案		
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映		
体 系	担 当	関係機関
第 1 土砂災害の防止	危機管理部	東葛飾土木事務所
第 2 液状化対策	危機管理部、都市部、土木部	
(削除)	(削除)	

現 行		
震災編 第 2 章 災害予防計画 第 3 節 地盤災害予防対策		ページ 震-26
体 系	担 当	関係機関
第 1 土砂災害の防止	危機管理部	東葛飾土木事務所
第 2 液状化対策	危機管理部、都市部、土木部	
第 3 地籍調査の推進	土木部	

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第3節 地盤災害予防対策 第3 地籍調査の推進	ページ 震-28
<u>第3 地籍調査の推進</u>	
<u>土木部は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、国土十箇年計画に基づき県の支援を受けて地籍調査を実施する。</u>	

修 正 案
修正理由 時点修正 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 1 市街地の不燃化・耐震化 (略) 3. 既存建築物の耐震化 都市部は、「野田市耐震改修促進計画」(<u>令和 8 年 3 月</u> 改定)に基づき、住宅及び特定建築物、公共施設の耐震化を行う。 (略) 4. 生活空間の危険性の除去 (略) (5)市の助成制度等の周知 市は地震災害から市民の生命及び財産を守るため、戸建て木造住宅の耐震診断費、<u>耐震改修工事費及び除却工事費</u>の助成制度等について、広報やホームページ等で周知を図るものとする。

現 行	
震災編 第 2 章 災害予防計画 第 5 節 地震に強いまちづくり 第 1 市街地の不燃化・耐震化	ページ 震-32
第 1 市街地の不燃化・耐震化	
(略)	
3. 既存建築物の耐震化 都市部は、「野田市耐震改修促進計画」(令和 3 年 3 月 改定)に基づき、住宅及び特定建築物、公共施設の耐震化を行う。	
(略)	
4. 生活空間の危険性の除去	
(略)	
(5)市の助成制度等の周知 市は地震災害から市民の生命及び財産を守るため、戸建て木造住宅の耐震診断費及び耐震改修工事費の助成制度等について、広報やホームページ等で周知を図るものとする。	

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 2 道路・橋梁等の安全化 1. 道路 (1) 市の対策 土木部は、区間に応じた地震その他の災害に対する補強整備を必要に応じ行う。道路の路面の損傷については、逐次補修し災害の防止に努める。 特に緊急輸送道路又はそれに準じる啓開すべき路線については、より一層の安全性を高めるよう順次必要な整備を行う。 (2) 県の対策 区間に応じた地震その他の災害に対する補強整備を必要に応じ行う。道路の路面の損傷については、逐次補修し災害の防止に努める。特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう耐震対策を最優先に実施する。 (3) 国の対策 道路施設の耐震性については、示方書、基準、指針等をはじめ、既往震災の教訓を考慮した設計施工を<u>行う</u>。また、地震に対する補強整備を<u>行う</u>。 (略)

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第5節 地震に強いまちづくり 第2 道路・橋梁等の安全化	ページ 震-33

第2 道路・橋梁等の安全化

1. 道路

(1) 市の対策

土木部は、区間に応じた地震その他の災害に対する補強整備を必要に応じ行う。道路の路面の損傷については、逐次補修し災害の防止に努める。

特に緊急輸送道路となる可能性のある路線については、より一層の安全性を高めるよう順次必要な整備を行う。

(2) 県の対策

区間に応じた地震その他の災害に対する補強整備を必要に応じ行う。道路の路面の損傷については、逐次補修し災害の防止に努める。特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう耐震対策を最優先に実施する。

(3) 国の対策

道路施設の耐震性については、示方書、基準、指針等をはじめ、既往震災の教訓を考慮した設計施工を行っている。また、地震に対する補強整備を行っている。

(略)

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第４ ライフライン施設の耐震化 各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。 １．上水道施設 水道部は、上水道施設の耐災害性を強化するため老朽化施設の補修・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。 (1) 取導水施設 取導水施設の常時監視を実施して保守に努める。 (2) 浄水場・配水場施設 浄水場・配水場施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、二次災害の防止を図る。 特に、下流側の配水管の破損による貯留水流出を防止し、応急用給水源を確保するために、<u>浄配水場の緊急遮断弁等の流出防止装置の保守に努める。</u> (略) (4) 非常用の揚水施設の整備 震災により給水供給が停止した場合、浄水場・配水場の貯水量だけでは給水用水が不足するため、<u>中根配水場の非常用井戸を活用し、給水拠点として飲料水の確保を図る。</u> (略) ２．下水道施設 土木部は、ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物を、地震等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行って現状を把握し、不良部分

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第5節 地震に強いまちづくり 第4 ライフライン施設の耐震化	ページ 震-35

第4 ライフライン施設の耐震化

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

1. 上水道施設

水道部は、上水道施設の耐災害性を強化するため老朽化施設の補修・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

(1) 取導水施設

取導水施設の常時監視を実施して保守に努める。

(2) 浄水場・配水場施設

浄水場・配水場施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、二次災害の防止を図る。

特に、下流側の配水管の破損による貯留水流出を防止し、応急用給水源を確保するために、浄配水場に緊急遮断弁等の流出防止装置を順次整備する。

(略)

(4) 非常用の揚水施設の整備

震災により給水供給が停止した場合、浄水場・配水場の貯水量だけでは給水用水が不足するため、中根配水場やその他適切な場所に耐震性非常用井戸を整備し、この場所を給水拠点として飲料水の確保を図る。

(略)

2. 下水道施設

土木部は、ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物を、地震等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行って現状を把握し、不良部分

については、清掃、浚渫、補修及び改良に努め、地震等による機能の麻痺を最小限にとどめる。

また、応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得られるように、災害時の協力協定を事前に確認しておく。

については、清掃、浚渫、補修及び改良に努め、地震等による機能の麻痺を最小限にとどめる。

また、応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得られるように、災害時の協力協定を締結する。

修 正 案		
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映		
体 系	担 当	関係機関
第 1 指定緊急避難場所の整備	危機管理部	
第 2 避難路の整備	危機管理部、土木部、都市部	
第 3 ヘリコプター臨時離発着場の整備	危機管理部	

現 行		
震災編 第 2 章 災害予防計画 第 6 節 防災施設の整備		ページ 震-37
体 系	担 当	関係機関
第 1 指定緊急避難場所の整備	危機管理部	
第 2 避難路の整備	(新規)、土木部、都市部	
第 3 ヘリコプター臨時離発着場の整備	危機管理部	

修 正 案
修正理由 字句の変更 県の計画に整合
第 1 指定緊急避難場所の整備 (略) 2. 指定避難所等の整備 危機管理部は、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）については、「災害時における避難所運営等の手引き」（令和 7 年 1 月改定千葉県）により、次のような設備の整備に努める。 (略) (4) 指定避難所等に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努める。 (略) (7) 指定避難所等の効率的な管理のために、野田市避難所運営マニュアルを周知し、適切な避難所運営を図り、必要に応じて適宜見直す。 (略) (10) 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。

現 行	
震災編 第 2 章 災害予防計画 第 6 節 防災施設の整備 第 1 指定緊急避難場所の整備	ページ 震-37
第 1 指定緊急避難場所の整備	
(略)	
2. 指定避難所の整備	
危機管理部は、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）については、「災害時における避難所運営の手引き」（令和 7 年 1 月改定千葉県）により、次のような設備の整備に努める。	
(略)	
(4) <u>指定避難所</u> に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努める。	
(略)	
(7) <u>指定避難所</u> の効率的な管理のために、野田市避難所運営マニュアルを周知し、適切な避難所運営を図り、必要に応じて適宜見直す。	
(略)	
(10) 避難所開設当初から <u>（新規）パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。</u>	

(略)

4. 指定緊急避難場所の周知

危機管理部は、災害時に被災者が安全に指定緊急避難場所に避難できるよう、平時から指定避難所等の所在地、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、市報、防災ハンドブック、地震ハザードマップ、市ホームページ等により周知を行う。

(略)

4. 指定緊急避難場所の周知

危機管理部は、災害時に被災者が安全に指定緊急避難場所に避難できるよう、平常時から指定避難所の所在地、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、市報、防災ハンドブック、地震ハザードマップ、市ホームページ等により周知を行う。

修 正 案
修正理由
災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 2 避難路の整備
<u>危機管理部は、指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう、避難誘導標識の設置に努める。</u>なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 <u>土木部、都市部は、避難路の安全性の点検を行うとともに、避難が円滑に図られるよう道路整備に努める。また、歩道や火災延焼防止効果のある街路樹等の整備を推進する。</u>

現 行	
震災編 第 2 章 災害予防計画 第 6 節 防災施設の整備 第 2 避難路の整備	ページ 震-38
第 2 避難路の整備 <u>土木部、都市部は、指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、整備に努める。</u>なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 <u>また、歩道や火災延焼防止効果のある街路樹等の整備を推進する。</u>	

修 正 案
修正理由 字句の変更
第 3 ヘリコプター臨時離着陸場の整備 危機管理部は、物資や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離着陸場の指定及び見直しを図る。 特に、使用の際に混乱が予想される医療救護所及び指定避難所等の臨時離着陸場については、避難市民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離着陸場の区別等所要の措置を講じる。

現 行
震災編 第 2 章 災害予防計画 第 6 節 防災施設の整備 第 3 ヘリコプター臨時離着陸場の整備 ページ 震-38
第 3 ヘリコプター臨時離着陸場の整備 危機管理部は、物資や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離着陸場の指定及び見直しを図る。 特に、使用の際に混乱が予想される医療救護所及び指定避難所の臨時離着陸場については、避難市民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離着陸場の区別等所要の措置を講じる。

修 正 案		
修正理由		
名称の変更		
項 目	担 当	関係機関
第 1 備蓄・物流対策	危機管理部	
第 2 救急・救護・保健衛生体制の整備	消防本部、健康子ども部、危機管理部	野田市医師会、野田保健所（ <u>千葉県野田健康福祉センター</u> ）、救急病院等医療機関
第 3 給水体制の整備	水道部、危機管理部	
第 4 緊急輸送体制の整備	危機管理部、土木部	
第 5 ボランティア受入れのための環境整備	福祉部	
第 6 広域応援体制の整備	危機管理部	

現 行		
震災編 第 2 章 災害予防計画 第 7 節 応急対策の環境整備		ページ 震-39
項 目	担 当	関係機関
第 1 備蓄・物流対策	危機管理部	
第 2 救急・救護・保健衛生体制の整備	消防本部、健康子ども部、危機管理部	野田市医師会、野田保健所（ <u>野田健康福祉センター</u> ）、救急病院等医療機関
第 3 給水体制の整備	水道部、危機管理部	
第 4 緊急輸送体制の整備	危機管理部、土木部	
第 5 ボランティア受入れのための環境整備	福祉部	
第 6 広域応援体制の整備	危機管理部	

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映 県の計画に整合
第 1 備蓄・物流対策
(略)
2. 行政備蓄の整備
(略)
(2) 民間との協定締結 危機管理部は、<u>行政備蓄を補完するものとして、民間流通事業者との協定等により発災時に必要な食料・飲料水・生活必需品等を速やかに調達できる体制を整える。</u> また、<u>大規模な災害時には、協定先事業者が被災し、調達が困難となることも想定されるため、多様な調達先の確保に努める。</u> <u>さらには、物資の集積拠点を選定し、大量な物資の仕分けや指定避難所等への輸送等についても、民間事業者と連携するなどの物資輸送体制を整備する。</u> (3) 県との情報の共有 県は、市町村の備蓄を補完及び災害応急活動を円滑に実施するため、千葉県西部防災センターを含め、県下 13 箇所及び県内 10 市町村に分散して物資等を備蓄している。 危機管理部は、「<u>物資システム (B-PLo)</u>」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。

現 行	
震災編 第 2 章 災害予防計画 第 7 節 応急対策の環境整備 第 1 備蓄・物流対策	ページ 震-39
第 1 備蓄・物流対策	
(略)	
2. 行政備蓄の整備	
(略)	
(2) 民間との協定締結	
危機管理部は、 <u>(新規)</u> 民間流通事業者との協定等により <u>(新規)</u> 食料・飲料水・生活必需品等を確保できるようにする。	
また、 <u>(新規)</u>	
<u>(新規)</u> 物資の集積拠点を選定し、大量な物資の仕分けや指定避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。	
(3) 県との情報の共有	
県は、市町村の備蓄を補完及び災害応急活動を円滑に実施するため、千葉県西部防災センターを含め、県下 13 箇所及び県内 10 市町村に分散して物資等を備蓄している。	
危機管理部は、「 <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> 」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。	

修 正 案
修正理由 名称の変更 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 2 救急・救護・保健衛生体制の整備 (略) 2. 応急医療体制の整備 (略) (2) 協力体制の構築 健康子ども部は、野田市医師会、野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）等の関係機関と応急医療体制の整備や訓練等の協議を行う場を設け、応急医療体制の充実・強化を図る。 日本赤十字社千葉県支部及び救急病院等医療機関との相互協力体制を確立する。また、健康子ども部は、医師会等と協議し応急医療活動を効果的に行うために必要な「災害時医療救護活動マニュアル」を策定する。 (略) (6) 災害医療コーディネーター 市長は、野田市医師会から災害医療に精通した者の推薦を受け、災害医療コーディネーターを<u>配置する。</u> (災害医療コーディネーターの主な業務) ア 平時 ○健康子ども部長に災害医療体制の整備、災害医療に関する訓練に関し助言を行う。 イ 災害時 ○救護本部において救護本部長に助言及び調整を行う。 ○野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部等の救護活動団体に指示及び調整を行う。

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備 第2 救急・救護・保健衛生体制の整備	ページ 震-40
第2 救急・救護・保健衛生体制の整備 (略) 2. 応急医療体制の整備 (略) (2) 協力体制の構築 健康子ども部は、野田市医師会、野田保健所（野田健康福祉センター）等の関係機関と応急医療体制の整備や訓練等の協議を行う場を設け、応急医療体制の充実・強化を図る。 日本赤十字社千葉県支部及び救急病院等医療機関との相互協力体制を確立する。また、健康子ども部は、医師会等と協議し応急医療活動を効果的に行うために必要な「災害時医療救護活動マニュアル」を策定する。 (略) (6) 災害医療コーディネーター 市長は、野田市医師会から災害医療に精通した者の推薦を受け、災害医療コーディネーターを委嘱する。 (災害医療コーディネーターの主な業務) ア 平時 ○健康子ども部長に災害医療体制の整備、災害医療に関する訓練に関し助言を行う。 イ 災害時 ○救護本部において救護本部長に助言及び調整を行う。 ○野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部等の救護活動団体に指示及び調整を行う。	

(7) 災害薬事医療コーディネーター

市長は、野田市薬剤師会から薬事・衛生提供体制に精通した者の推薦を受け、災害薬事医療コーディネーターを配置する。

(8) 調剤業務の事業継続の推進

薬剤師会は、災害による被害を最小限に留める対策を図り、発災後は速やかに調剤業務の再開が行えるよう会員の業務継続計画の策定を推進する。

3. 保健衛生体制の整備

健康子ども部は、平時から野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）を含む関係機関と連携し、避難所等における保健衛生体制（感染症の予防活動等）を整備する。

健康子ども部は、災害時等に迅速な体制を整備し、市民の保健衛生を確保するため、平時から野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）を含む関係機関と連携を図る。

（新規）

(7) 調剤業務の事業継続の推進

薬剤師会は、災害による被害を最小限に留める対策を図り、発災後は速やかに調剤業務の再開が行えるよう会員の業務継続計画の策定を推進する。

3. 保健衛生体制の整備

野田保健所（野田健康福祉センター）は、平時から健康子ども部と連携して、避難所等における感染症等の予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。



修 正 案			
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援 受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	◎支援金・寄附金の受入れに関すること。 ◎支援受入れの調整に関すること。

現 行			
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 災害対策本部 所掌事務			ページ 震-52
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援 受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	◎支援金・寄附金の受入れに関すること。 ◎被災者支援の受入れ・調整に関すること。

修 正 案			
修正理由			
災害対策本部各対策班からの意見を反映			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長	都市計画課長	◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎住宅の応急修理に関すること。 ・土木班の応援に関すること。
		都市整備課長	・被災宅地の危険度判定に関すること ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・住宅の応急修理に関すること。 ・土木班の応援に関すること。
		関宿地区土地区画整理事務所長	・被災宅地の危険度判定に関すること ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・住宅の応急修理に関すること。 ・土木班の応援に関すること。
仮設住宅班	総務部長	営繕課長	(略)
		公共施設管理課長	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)

現 行			
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 災害対策本部 所掌事務			ページ 震-54
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長	都市計画課長	◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎住宅の応急修理に関すること。 (新規)
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
仮設住宅班	総務部長	営繕課長	(略)
		公共施設管理課長	(略)
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		関宿地区	・土木班・住宅班の応援に関すること。

修 正 案			
修正理由			
災害対策本部各対策班からの意見を反映			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者 班	福祉部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ◎災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ◎災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者 支援課長	◎福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		高齢者 支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		介護支援課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		地域包括 支援課長	・福祉避難所利用者の相談支援に関すること。 ◎福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		人権・男女 共同参画 推進課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 (削除)
		こぶし園長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		児童家庭課長	・応急保育に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		子ども保育 課長	◎応急保育に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		子ども家庭 総合支援課長	◎福祉避難所利用者の相談支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。

現 行			
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 災害対策本部 所掌事務			ページ 震-55
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者 班	福祉部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ◎災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ◎災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者 支援課長	◎福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		高齢者 支援課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		介護支援課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		地域包括 支援課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉避難所の開設・運営に関すること。 (新規)
		こぶし園長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		人権・男女 共同参画 推進課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・福祉避難所利用者の相談支援に関すること。
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・応急保育に関すること。
		子ども保育 課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭 総合支援課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎福祉避難所利用者の相談支援に関すること。

修 正 案
修正理由 県の計画に整合
第 1 情報連絡体制の確立
(略)
2. 市の通信体制
(略)
(4) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク） 県が設置している千葉県防災行政無線、<u>千葉県防災情報システムや国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）</u>により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第5 指定公共機関	ページ 震-57
第1 情報連絡体制の確立 (略) 2. 市の通信体制 (略) (4) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク） 県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム等により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。	

修 正 案								
修正理由								
字句の変更 災害対策本部各対策班からの意見を反映								
第 1 災害時の広報 1. 市災害対策本部の広報 広報班は、情報不足による混乱の発生を防止するため、<u>平時</u>の広報手段のほか、<u>指定避難所等</u>への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。 (略) (2) 広報の手段 広報の手段は、次のとおりである。 <table><tr><td>ア 防災行政無線（固定系）</td><td>イ 広報車による巡回</td></tr><tr><td>ウ 災害広報紙の発行</td><td>エ メール、エックス（旧ツイッター）等 SNS</td></tr><tr><td>オ ホームページ</td><td>カ 支部連絡所及び指定避難所等への掲示</td></tr><tr><td>キ <u>野田市防災ポータル</u></td><td></td></tr></table> (略) 4. <u>指定避難所等</u>における広報 避難所班は、支部連絡所・<u>指定避難所等</u>に広報掲示板を設置し、市からの情報を掲示して、避難者への広報を行う。	ア 防災行政無線（固定系）	イ 広報車による巡回	ウ 災害広報紙の発行	エ メール、エックス（旧ツイッター）等 SNS	オ ホームページ	カ 支部連絡所及び指定避難所等への掲示	キ <u>野田市防災ポータル</u>	
ア 防災行政無線（固定系）	イ 広報車による巡回							
ウ 災害広報紙の発行	エ メール、エックス（旧ツイッター）等 SNS							
オ ホームページ	カ 支部連絡所及び指定避難所等への掲示							
キ <u>野田市防災ポータル</u>								

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報 第1 災害時の広報	ページ 震-63

第1 災害時の広報

1. 市災害対策本部の広報

広報班は、情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段のほか、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

(略)

(2) 広報の手段

広報の手段は、次のとおりである。

ア 防災行政無線（固定系）	イ 広報車による巡回
ウ 災害広報紙の発行	エ メール、エックス（旧ツイッター）等 SNS
オ ホームページ <u>（新規）</u>	カ 支部連絡所及び指定避難所等への掲示

(略)

4. 指定避難所における広報

避難所班は、支部連絡所・指定避難所に広報掲示板を設置し、市からの情報を掲示して、避難者への広報を行う。

修 正 案
修正理由 字句の変更
第 3 報道機関への対応 1. 記者発表 災害時に市が行う広報は、災害対策本部の主体的な判断による場合と<u>指定避難所等</u>、防災関係機関からの依頼による場合がある。いずれの場合であっても、広報を実施することの判断は災害対策本部長が行う。 広報班の統括責任者は、災害対策本部長の指示により、記者会見を定期的に開いて、必要な情報を報道機関へ発表する。 2. 報道機関への要請 広報班は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材の制限や<u>指定避難所等</u>における取材について、自主防災組織等の許可を得て行うように報道機関に要請する。

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報 第3 報道機関への対応	ページ 震-64

第3 報道機関への対応

1. 記者発表

災害時に市が行う広報は、災害対策本部の主体的な判断による場合と指定避難所、防災関係機関からの依頼による場合がある。いずれの場合であっても、広報を実施することの判断は災害対策本部長が行う。

広報班の統括責任者は、災害対策本部長の指示により、記者会見を定期的に開いて、必要な情報を報道機関へ発表する。

2. 報道機関への要請

広報班は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材の制限や指定避難所における取材について、自主防災組織等の許可を得て行うように報道機関に要請する。

修 正 案		
修正理由		
名称の変更		
項 目	担 当	関係機関
第 1 応急医療救護	保健救護班、消火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部野田市地区、野田市薬剤師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部、千葉県赤十字血液センター、野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）
第 2 保健衛生活動	保健救護班、給水班	野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）
第 3 防疫活動	保健救護班、環境衛生班	野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）

現 行		
震災編 第 3 章 災害応急対策計画 第 6 節 医療救護・防疫活動		ページ 震-75
項 目	担 当	関係機関
第 1 応急医療救護	保健救護班、消火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部野田市地区、野田市薬剤師会、 <u>（新規）</u> 千葉県赤十字血液センター、野田保健所（ <u>野田健康福祉センター</u> ）
第 2 保健衛生活動	保健救護班、給水班	野田保健所（ <u>野田健康福祉センター</u> ）
第 3 防疫活動	保健救護班、環境衛生班	野田保健所（ <u>野田健康福祉センター</u> ）

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映 名称の変更 字句の変更
第 1 応急医療救護 1. 初動医療体制の整備 (1) 救護本部の設置 災害対策本部が設置された場合、速やかに健康子ども部長を<u>救護本部長</u>とし、救護本部を設置する。 救護本部は災害対策本部内に設置し、<u>救護本部長</u>、災害医療コーディネーター、<u>災害薬事医療コーディネーター</u>及び本部員で構成する。 <u>また、健康子ども部は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じて野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）からの専門分野に係る助言を得て、救護活動を統括する。</u> （救護本部の活動内容） ① 医療救護活動方針の決定に関すること。 ② 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。 ③ 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。 ④ 災害対策本部オペレーション室への報告及び支援要請に関すること。 ⑤ 患者の搬送及び受入れの調整等に関すること。 ⑥ 医療救護所の設置及びスタッフの調整に関すること。 ⑦ 医療機関及び医療救護所への支援に関すること。 ⑧ <u>災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入れに関すること。</u> ⑨ 関係機関等との連絡調整に関すること。 ⑩ その他救護本部長が必要と認める医療救護に関すること。 (2) 医療救護班の編成 救護本部は、医療救護所を設置する場合、野田市医師会、野田市歯科医師会及び千葉県柔道整復師会野田・流山支部から派遣される医師、歯科医師、看護師、柔道整復師等による医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。 医療救護班は、災害対策本部が設置された場合、救護本部長の指示により参集する。

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第1 応急医療救護	ページ 震-75

第1 応急医療救護

1. 初動医療体制の整備

(1) 救護本部の設置

災害対策本部が設置された場合、速やかに健康子ども部長を本部長とし、救護本部を設置する。

救護本部は災害対策本部内に設置し、本部長、災害医療コーディネーター（新規）及び本部員で構成し、野田保健所（野田健康福祉センター）の職員を連絡調整員として置く。

（救護本部の活動内容）

- ① 医療救護活動方針の決定に関すること。
- ② 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。
- ③ 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。
- ④ 災害対策本部オペレーション室への報告及び支援要請に関すること。
- ⑤ 患者の搬送及び受入れの調整等に関すること。
- ⑥ 医療救護所の設置及びスタッフの調整に関すること。
- ⑦ 医療機関及び医療救護所への支援に関すること。
- ⑧ DMAT等の受入れに関すること。
- ⑨ 関係機関等との連絡調整に関すること。
- ⑩ その他救護本部長が必要と認める医療救護に関すること。

(2) 医療救護班の編成

救護本部は、医療救護所を設置する場合、野田市医師会、野田市歯科医師会及び千葉県柔道整復師会野田・流山支部から派遣される医師、歯科医師、看護師、柔道整復師等による医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

医療救護班は、災害対策本部が設置された場合、救護本部長の指示により参集する。

ただし、市域において6弱以上の震度が観測された場合は、救護本部長の指示を待たずに、予め指定された医療救護所に参集し、医療救護活動を行う。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の出動要請

救護本部長は、医療救護活動が困難な場合、災害対策本部長に支援要請を行う。災害対策本部長は、県の調整により県医療救護班、日本赤十字社及びJMAT等の派遣並びに災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。

(4) 市外医療救護班、医療ボランティア等の受入れ

救護本部長は、県の調整により受け入れた市外医療救護班や医療ボランティアについて、その活動の指揮と調整を行う。

(略)

(6) 医療情報の収集

救護本部は、県保健医療福祉調整本部と情報の共有を図り、医療救護活動における必要な事項を調整する。

- ① 県保健医療福祉調整本部への報告事項
 - 救護本部及び医療救護所の設置状況
 - 状況に応じた必要事項
- ② 県保健医療福祉調整本部からの収集事項
 - 県内及び他都道府県の災害派遣医療チーム（DMAT）派遣状況
 - 状況に応じた必要事項
- ③ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報共有
 - 災害医療協力病院の被災状況（負傷者の受入れの可否）
 - 広域搬送が必要な負傷者情報
 - 被災地外の災害医療協力病院の負傷者受入れについて

<EMISの運用方法>

機 関	運用方法
災害医療協力病院、東葛飾病院、野田中央病院、岡田病院、木野崎病院、江戸川病院、アイレディースクリニック、梅郷整形外科クリニック、川間太田産婦人科医院（削除）	入力・閲覧
（削除）	（削除）
消防本部	閲覧

ただし、市域において6弱以上の震度が観測された場合は、救護本部長の指示を待たずに、予め指定された医療救護所に参集し、医療救護活動を行う。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の出動要請

救護本部長は、医療救護活動が困難な場合、災害対策本部長に支援要請を行う。災害対策本部長は、（新規）県医療救護班、日本赤十字社及びJMAT等の派遣並びに災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。

(4) 市外医療救護班、医療ボランティア等の受入れ

救護本部長は、県の調整により受け入れた市外の医療救護班や医療ボランティアについて、その活動の指揮と調整を行う。

(略)

(6) 医療情報の収集

救護本部は、県災害医療本部と情報の共有を図り、医療救護活動における必要な事項を調整する。

- ① 県災害医療本部への報告事項
 - 救護本部及び医療救護所の設置状況
 - 状況に応じた必要事項
- ② 県災害医療本部からの収集事項
 - 県内及び他都道府県のDMAT派遣状況
 - 状況に応じた必要事項
- ③ ちば救急医療ネット（EMIS）による情報共有
 - 災害医療協力病院の被災状況（負傷者の受入れの可否）
 - 広域搬送が必要な負傷者情報
 - 被災地外の災害医療協力病院の負傷者受入れについて

<EMISの運用方法>

機 関	運用方法
災害医療協力病院、東葛飾病院、野田中央病院、岡田病院、木野崎病院、江戸川病院、アイレディースクリニック、梅郷整形外科クリニック、川間太田産婦人科医院、 <u>杉崎クリニック</u>	入力・閲覧
<u>医療救護所</u>	入力・閲覧
消防本部	閲覧

救護本部	入力・閲覧
県（本庁、野田保健所（ <u>千葉県野田健康福祉センター</u> ））	閲覧・入力支援
2. 被災者の健康管理 <u>保健救護班は、被災者の健康管理や避難所等の衛生対策等を行うため、巡回による健康相談を行う。また、保健救護班は、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会、野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）及び県等から派遣されたチームと連携して、超急性期から移行期までの対応を調整する。</u> <u>特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、健康相談等において、心身機能の低下の予防等にも留意する。</u> 3. 医薬品・医療器具の確保 (1) 医薬品・医療器具の確保 医療救護活動に必要な医薬品及び資器材（以下「医療資器材等」という。）については、<u>原則として、市が市内医療救護所となる医療機関に配置している備蓄品を使用するものとし、資器材は医療機関が保有するものを使用する。</u> また、<u>その他の医療救護班等は、原則として自己が携行した医療資器材等を使用する。</u> （略） 6. 要配慮者への対応 保健救護班は、在宅の人工透析、人工呼吸器装着者等の<u>要配慮者に対して、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。</u> <u>（削除）</u>	

救護本部	入力・閲覧
県（本庁、野田保健所（ <u>野田健康福祉センター</u> ））	閲覧・入力支援
2. 被災者の健康管理 <u>野田保健所（野田健康福祉センター）は、保健活動チームを編成し、保健救護班と連携して避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康管理を行うとともに、災害発生後のできるだけ早い時期から心のケア、食中毒や感染症の発生等の予防活動を行う。特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、心身機能の低下を予防する。</u> <u>野田保健所（野田健康福祉センター）は、避難所において実施する健康相談の体制支援を行い、併せてエコノミークラス症候群等に対し、積極的な予防活動を継続して行う。</u> 3. 医薬品・医療器具の確保 (1) 医薬品・医療器具の確保 医療救護活動に必要な医薬品及び資器材（以下「医療資器材等」という。）については、<u>原則として医薬品は医療救護所となる医療機関に配置する市による備蓄品を使用するものとし、資器材は医療機関が保有するものを使用する。</u> また、<u>県により編成される医療救護班等は、原則として自己が携行した医療資器材等を使用する。</u> （略） 6. 医療要援護者への対応 保健救護班は、在宅の人工透析、人工呼吸器装着者等の<u>医療要援護者について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。</u> <u>また、必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。</u>	

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 2 保健衛生活動 1. 被災者の健康管理 (削除) <u>保健救護班は、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会、野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）及び県等から派遣されたチーム等と連携して、保健医療活動チームを編成し、次の行動を行う。</u> ア 指定避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。 特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とのコミュニケーションが図られるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。 イ <u>災害発生後の早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の予防活動等を行う。</u> ウ 指定避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制を確保し、健康相談においては、被災者の健康管理と併せて、指定避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対して予防活動を継続的に実施する。 2. 飲料水の安全確保対策 給水班は、飲料水の汚染等のおそれがある場合、直ちに巡回チームを編成して検水を実施し、安全確保を行うとともに、県と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。 また、<u>水質異常等により健康被害が発生、又は発生するおそれがある場合、野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）に報告する。</u>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第2 保険衛生活動	ページ 震-78
第2 保健衛生活動	
1. 被災者の健康管理	
(1) 巡回医療の実施	
<u>野田保健所（野田健康福祉センター）は、保健活動チームを編成し、市と連携して次の活動を行う。</u>	
ア 指定避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。	
特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とのコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。	
イ <u>災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、市と連携して予防活動を実施する。</u>	
ウ 指定避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制を<u>支援し、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、指定避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対して、</u>予防活動を継続的に実施する。	
2. 飲料水の安全確保対策	
給水班は、飲料水の汚染等のおそれがある場合、直ちに巡回チームを編成して検水を実施し、安全確保を行うとともに、県と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。	
<u>また、野田保健所（野田健康福祉センター）は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応する。</u>	

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映 名称の変更
第 3 防疫活動 (略) 2. 防疫活動 (1) 防疫活動 <u>保健救護班は、野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）と連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、防疫活動を行う。</u> (略) (3) 感染症患者への措置及び対応 <u>避難所等において発熱等による感染症が疑われる患者等がいる場合は、保健救護班は避難所における防疫対策を講じるとともに、野田市医師会や野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）に報告し、必要な助言を求める。</u> (4) 報告 <u>保健救護班及び環境衛生班は、感染症の患者の発生状況や防疫活動の状況等必要に応じて野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）に報告する。</u>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第3 防疫活動	ページ 震-78
第3 防疫活動 (略) 2. 防疫活動 (1) 検病調査及び健康診断 野田保健所（野田健康福祉センター）は、医師会及び保健救護班等関係機関の協力を得て指定避難所等において検病調査及び健康診断等を実施する。 (略) (3) 感染症患者への措置及び対応 野田保健所（野田健康福祉センター）は、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、感染症法の規定により入院を勧告する。 その他、感染症の軽症者（自宅療養者、発熱や咳等の症状がある者、感染症の疑いのある者）等の避難所運営については、野田保健所（野田健康福祉センター）と市で協議を行う。 (4) 報告 保健救護班及び環境衛生班は、感染症の発生時、感染症発生動向に地域量産型が見られるときや、防疫活動の状況等を必要に応じて野田保健所（野田健康福祉センター）に報告する。	

修 正 案		
修正理由		
名称の変更		
項 目	担 当	関係機関
第 1 避難活動	総括班	野田警察署
第 2 支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第 3 指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	
第 4 広域一時滞在の要請	総括班	
第 5 感染症対策	危機管理部、健康子ども部	野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）

現 行		
震災編 第 3 章 災害応急対策計画 第 7 節 避難対策		ページ 震-80
項 目	担 当	関係機関
第 1 避難活動	総括班	野田警察署
第 2 支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第 3 指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	
第 4 広域一時滞在の要請	総括班	
第 5 感染症対策	危機管理部、健康子ども部	野田保健所（野田健康福祉センター）

修 正 案
修正理由 名称の変更 字句の変更
第 1 避難活動 (略) 2. 避難情報等の伝達 (1) 市民等への伝達 総括班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、広報車、消防車、メール等により市民等に伝達する。 (2) 関係機関への通報 総括班は、避難指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田保健所（<u>千葉県野田健康福祉センター</u>）に連絡する。 3. 誘導避難等 (1) 市民の<u>誘導避難</u> 市民等の<u>誘導避難</u>は、自主防災組織等による市民の自主的な<u>誘導避難</u>を原則とする。 ただし、避難指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。 (2) 避難行動要支援者の<u>誘導避難</u> 避難行動要支援者の<u>誘導避難</u>は、個別支援計画に基づいて、地域が支援して行うことを原則とする。 (略)

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難活動	ページ 震-80
第1 避難活動	
(略)	
2. 避難情報等の伝達	
(1) 市民等への伝達	
総括班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、広報車、消防車、メール等により市民等に伝達する。	
(2) 関係機関への通報	
総括班は、避難指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田保健所（野田健康福祉センター）に連絡する。	
3. 避難誘導等	
(1) 市民の避難誘導	
市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。	
ただし、避難指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。	
(2) 避難行動要支援者の避難誘導	
避難行動要支援者の避難誘導は、個別支援計画に基づいて、地域が支援して行うことを原則とする。	
(略)	

修 正 案
修正理由 県の計画に整合
第 3 指定避難所等の開設及び運営 (略) 3. 指定避難所の運営 避難所班は、避難者による避難所運営委員会が立ち上がるまでの初期対応（自治組織のリーダー選定、班編成及び施設活用方法の決定等）を行う。 運営体制を整理後、運営は自主防災組織を中心とした避難所運営委員会にて行い、施設管理者及び市職員は支援・協力を行う。 また、プライバシー等に配慮して、人権が尊重された安全・安心な避難生活の確保のため、初期対応や運営において、特に女性や子育て家庭の参画を推進する。 なお、指定避難所を運営するに当たっては、指定避難所で生活する者だけでなく、その地域で避難生活を送る者も支援の対象とし、指定避難所を情報収集や情報提供、食料、水など生活関連物資の提供等に関する拠点とする。

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第3 指定避難所等の開設及び運営	ページ 震-84

第3 指定避難所等の開設及び運営

(略)

3. 指定避難所の運営

避難所班は、避難者による避難所運営委員会が立ち上がるまでの初期対応（自治組織のリーダー選定、班編成及び施設活用方法の決定等）を行う。

運営体制を整理後、運営は自主防災組織を中心とした避難所運営委員会にて行い、施設管理者及び市職員は支援・協力を行う。

また、プライバシー等に配慮して、人権が尊重された安全・安心な避難生活の確保のため、初期対応や運営において、特に女性（新規）の参画を推進する。

なお、指定避難所を運営するに当たっては、指定避難所で生活する者だけでなく、その地域で避難生活を送る者も支援の対象とし、指定避難所を情報収集や情報提供、食料、水など生活関連物資の提供等に関する拠点とする。

修 正 案
修正理由
名称の変更
第 5 感染症対策
(略)
2. 指定感染症や麻しん等、野田保健所（<u>千葉県野田健康福祉センター</u>）が所在を把握している者の避難 健康子ども部は指定感染症、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症等、野田保健所（<u>千葉県野田健康福祉センター</u>）が所在を把握している自宅療養者とその濃厚接触者について野田保健所（<u>千葉県野田健康福祉センター</u>）から情報を得て、自宅避難が困難な場合は避難先を案内する。 避難先は避難所内に隔離スペースを設ける、又は災害対策本部が確保した感染者専用の避難所を案内する。
(略)
4. 避難所の感染防止
(略)
(5) 避難所アセスメントの実施 感染症の拡大防止のために、発熱、咳、下痢、嘔吐等の症状の発生数を把握する。急激に有症状者が増加した場合は感染拡大の可能性が高いため、直ちに救護本部へ報告する。 救護本部は野田保健所（<u>千葉県野田健康福祉センター</u>）、医師会等と連携し現状を確認するとともに、感染症患者（疑い者を含む）の隔離や治療などの対策を実施する。
(略)

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第5 感染症対策	ページ 震-85
第5 感染症対策	
(略)	
2. 指定感染症や麻しん等、野田保健所（野田健康福祉センター）が所在を把握している者の避難 健康子ども部は指定感染症、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症等、野田保健所（野田健康福祉センター）が所在を把握している自宅療養者とその濃厚接触者について野田保健所（野田健康福祉センター）から情報を得て、自宅避難が困難な場合は避難先を案内する。 避難先は避難所内に隔離スペースを設ける、又は災害対策本部が確保した感染者専用の避難所を案内する。	
(略)	
4. 避難所の感染防止	
(略)	
(5) 避難所アセスメントの実施 感染症の拡大防止のために、発熱、咳、下痢、嘔吐等の症状の発生数を把握する。急激に有症状者が増加した場合は感染拡大の可能性が高いため、直ちに救護本部へ報告する。 救護本部は野田保健所（野田健康福祉センター）、医師会等と連携し現状を確認するとともに、感染症患者（疑い者を含む）の隔離や治療などの対策を実施する。	
(略)	

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映 県の計画に整合
第 1 飲料水の共有 (略) 3. 応急給水活動 (1) 水源の確保 給水活動で使用する飲料水は、次のように確保する。 ア 給水班は、浄水場・配水場で貯留を図るほか、給水拠点である中根配水場の非常用井戸を<u>活用</u>する。また、給水班の予備水源である井戸及び各企業等の地下水も設置する。 イ 不足する場合は、千葉県企業局の浄・給水場及び北千葉広域水道企業団等から輸送する。 (2) 優先給水 給水班は、断水地区の医療機関、医療救護所、社会福祉施設等の重要施設に対し優先給水を行う。 (3) 給水活動 必要最小限の給水については、野田市が自ら対処するが、対応に限りがあるときは、市内の管工事組合等の応援や「<u>千葉県水道災害相互応援協定</u>」等に基づき千葉県企業局及び北千葉広域水道企業団等に協力を依頼する。 災害時における応急給水の方法については、浄・給水場、配水場における給水車両による運搬給水及び応急復旧の進捗に伴い設置する仮設給水栓等により実施する。<u>また、水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援 第1 飲料水の供給	ページ 震-87
第1 飲料水の供給	
(略)	
3. 応急給水活動	
(1) 水源の確保	
給水活動で使用する飲料水は、次のように確保する。	
ア 給水班は、浄水場・配水場で貯留を図るほか、給水拠点である中根配水場に非常用井戸を <u>設置する</u> 。また、給水班の予備水源である井戸及び各企業等の地下水も活用する。	
イ 不足する場合は、千葉県企業局の浄・給水場及び北千葉広域水道企業団等から輸送する。	
(2) 優先給水	
給水班は、断水地区の医療機関、医療救護所、社会福祉施設等の重要施設に対し優先給水を行う。	
(3) 給水活動	
必要最小限の給水については、野田市が自ら対処するが、対応に限りがあるときは、市内の管工事組合等の応援や「 <u>千葉県水道災害相互応援協定</u> 」に基づき千葉県企業局及び北千葉広域水道企業団等に協力を依頼する。	
災害時における応急給水の方法については、浄・給水場、配水場における給水車両による運搬給水及び応急復旧の進捗に伴い設置する仮設給水栓等により実施する。 <u>(新規)</u>	

ア 車両による応急給水

給水は、給水車、給水タンク等（以下「給水車等」という。）を用いて行う。飲料水は、浄・給水場で取水するほか、通水阻害のない配水管及び応急復旧の完了した配水管の消火栓等から取水する。

イ 指定給水場での応急給水

給水は市内 25 箇所の指定給水場で行うことを基本とし、市民等が持参したタンク、バケツ等に給水する。供給不能地域が一部の区域の場合は、状況に応じ設置する。

ウ 仮設給水栓等の設置による応急給水

市役所正面玄関入口付近・野田市文化センター駐車場に設置した応急給水栓を活用し、応急給水を行うと同時に、断水地域の状況及び応急復旧の進捗に伴い、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。

(4) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

〈給水量の基準〉

地震発生からの日数	目標水量	用途	主な給水方法
地震発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水	<u>備蓄水（家庭内及び事業所内で備蓄している飲料水）</u> と給水車等による運搬給水
4日～10日	20リットル/人・日	調理、洗面など最低生活に必要な水	運搬給水、消火栓での拠点給水
11日～21日	100リットル/人・日	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日～28日	250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次、本給水に移行する

ア 車両による応急給水

給水は、給水車、給水タンク等（以下「給水車等」という。）を用いて行う。飲料水は、浄・給水場で取水するほか、通水阻害のない配水管及び応急復旧の完了した配水管の消火栓等から取水する。

イ 指定給水場での応急給水

給水は市内 25 箇所の指定給水場で行うことを基本とし、市民等が持参したタンク、バケツ等に給水する。供給不能地域が一部の区域の場合は、状況に応じ設置する。

ウ 仮設給水栓の設置による応急給水

（新規）断水地域の状況及び応急復旧の進捗に伴い、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。

(4) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

〈給水量の基準〉

地震発生からの日数	目標水量	用途	主な給水方法
地震発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水	<u>備蓄水</u> と給水車等による運搬給水
4日～10日	20リットル/人・日	調理、洗面など最低生活に必要な水	運搬給水、消火栓での拠点給水
11日～21日	100リットル/人・日	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日～28日	250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次、本給水に移行する

修 正 案
修正理由 県計画に整合
第 2 食料の供給 (略) 4. 炊き出し 炊き出しは、市からの食料供給を補完するものとして、自主防災組織等が任意で行うものとし、炊き出しを行う要望がよせられた場合は、必要に応じて資機材、食材等を支援する。 また、市は炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるものとする。 自衛隊に炊き出しを要請する場合は、食材の提供は市が行うものとする。

現 行
震災編 第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援 第2 食料の供給 ページ 震-88
第 2 食料の供給 (略) 4. 炊き出し 炊き出しは、市からの食料供給を補完するものとして、自主防災組織等が任意で行うものとし、炊き出しを行う要望がよせられた場合は、必要に応じて資機材、食材等を支援する。 (新規) 自衛隊に炊き出しを要請する場合は、食材の提供は市が行うものとする。

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 4 物資の受入れ・管理 1. 物資の要請 (1) 物資の要請 物資班は、食料及び生活必需品の必要数を把握し、不足する場合には、総括班が協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。 ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。 また、総括班は日本赤十字社に義援品の要請を行う。 (2) 義援物資の受入れ方針 <u>総括班は</u>、全国からの物資提供の申出があった場合は、企業、自治体、団体等から、まとまった量の物資を受け入れることを原則とする。受入れは、登録制とし市が必要なときに供給を要請する。 なお、個人からの小荷物での物資は受け入れないこととする。

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援 第4 物資の受入れ・管理	ページ 震-89

第4 物資の受入れ・管理

1. 物資の要請
(1) 物資の要請
物資班は、食料及び生活必需品の必要数を把握し、不足する場合には、総括班が協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。
ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。
また、総括班は日本赤十字社に義援品の要請を行う。
(2) 義援物資の受入れ方針
(新規) 全国からの物資提供の申出があった場合は、企業、自治体、団体等から、まとまった量の物資を受け入れることを原則とする。受入れは、登録制とし市が必要なときに供給を要請する。
なお、個人からの小荷物での物資は受け入れないこととする。

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 1 行方不明者の搜索 1. 行方不明者情報の収集 災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として搜索活動を実施する。 市民情報班及び特命班は、野田警察署、自治会・自主防災組織等の協力を得て情報を収集し、野田警察署と情報を共有する。 (略)

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第9節 行方不明者の搜索・遺体の処理 第1 行方不明者の搜索	ページ 震-90
第 1 行方不明者の搜索 1. 行方不明者情報の収集 災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として搜索活動を実施する。 市民情報班（新規）は、野田警察署、自治会・自主防災組織等の協力を得て情報を収集し、野田警察署と情報を共有する。 (略)	

修 正 案		
修正理由		
災害対策本部各対策班からの意見を反映 字句の変更		
第 2 遺体の処理		
1. 遺体の安置		
生活支援班は、多数の死者が発生した場合、遺体安置所を開設し、搬送される遺体の収容を行う。		
また、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資機材は葬儀業者等から確保できるよう、平時から関係機関等と調整を実施する。		
（遺体安置所の開設予定場所）		
<table><tr><td>ア 野田市斎場 （削除）</td><td>イ 野田市関宿斎場 （削除）</td></tr></table>	ア 野田市斎場 （削除）	イ 野田市関宿斎場 （削除）
ア 野田市斎場 （削除）	イ 野田市関宿斎場 （削除）	
（略）		
3. 遺体の処理		
生活支援班は、警察官の検視後の遺体を処理するため、県、日本赤十字社千葉県支部、野田市医師会、野田市歯科医師会等に検案医師等の派遣を要請する。		
なお、医師会等による検案は遺体安置所において行い、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。検案が終了した遺体は <u>遺族等</u> へ引き渡す。		

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理 第2 遺体の処理	ページ 震-90

第2 遺体の処理

1. 遺体の安置

生活支援班は、多数の死者が発生した場合、遺体安置所を開設し、搬送される遺体の収容を行う。

また、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資機材は葬儀業者等から確保できるよう、平時から関係機関等と調整を実施する。

〈遺体安置所の開設予定場所〉

ア 野田市斎場	イ 野田市関宿斎場
ウ 福田体育館	エ 勤労青少年ホーム体育室

(略)

3. 遺体の処理

生活支援班は、警察官の検視後の遺体を処理するため、県、日本赤十字社千葉県支部、野田市医師会、野田市歯科医師会等に検案医師等の派遣を要請する。

なお、医師会等による検案は遺体安置所において行い、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。検案が終了した遺体は遺族へ引き渡す。

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 2 緊急輸送 1. 緊急輸送路の確保 土木班、東葛飾土木事務所及び千葉国道事務所は、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、緊急輸送路を確保する。<u>その際、野田市道路啓開計画に基づき、その他の道路も含めた啓開を行う路線の優先順位により、がれき等の撤去を行う。</u> (略)

現 行
震災編 第3章 災害応急対策計画 第10節 交通・緊急輸送 第2 緊急輸送 ページ 震-93
第 2 緊急輸送 1. 緊急輸送路の確保 土木班、東葛飾土木事務所及び千葉国道事務所は、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、緊急輸送路を確保する。<u>(新規)</u> (略)

修 正 案
修正理由
字句の変更
第 2 防犯 総括班は、被災地、<u>指定避難所等</u>における犯罪等を防止するため、野田警察署、避難所運営委員会と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。 また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防犯組織や消防団等による巡回を行う。

現 行	
震災編 第 3 章 災害応急対策計画 第 1 1 節 災害警備・防犯 第 2 防犯	ページ 震-9 6
第 2 防犯 総括班は、被災地、<u>指定避難所</u>における犯罪等を防止するため、野田警察署、避難所運営委員会と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。 また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防犯組織や消防団等による巡回を行う。	

修 正 案
修正理由
災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 1 ライフライン施設
1. 上水道施設
給水班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定給水装置工事事業者や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県企業局及び他の <u>水道事業者等</u> に応援を要請する。
<u>応急復旧については、詳細な被害状況を調査し、応急復旧計画を作成して作業に当たる。</u>
(略)

現 行
震災編
第 3 章 災害応急対策計画
第 1 2 節 ライフライン施設等の応急対策
第 1 ライフライン施設
ページ
震-97
第 1 ライフライン施設
1. 上水道施設
給水班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定給水装置工事事業者や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県企業局及び他の <u>水道事業者</u> に応援を要請する。
<u>応急復旧に当たっては、被害状況を調査し応急復旧計画を作成する。応急復旧は、別に定める優先順位に基づき行う。</u>
(略)

修 正 案
修正理由 字句の変更
第 1 災害発生時の対応
1. 児童・生徒等の安全確保 (1) 学校班及び学校長は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」（平成 24 年 3 月 千葉県）等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒等の安全を確保し、安否状況及び被害状況を教育委員会に報告する。 ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な<u>指定避難所等</u>に避難誘導をする。 また、保護者の引き取りがあるまで、児童・生徒等を一時的に保護する。 学童保育所職員は、学童保育所開所中に地震が発生した場合、情報を収集するとともに児童の安全を確保し、安否状況及び被害状況を所管する所属長に報告する。 ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な<u>指定避難所等</u>に避難誘導をする。 また、保護者の引き取りがあるまで、児童を一時的に保護する。 (2) 市立幼稚園職員は、開園中に地震が発生した場合、情報を収集するとともに園児の安全を確保し、安否状況及び被害状況を所管する所属長に報告する。 ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な<u>指定避難所等</u>に避難誘導をする。 また、保護者の引き取りがあるまで、園児を一時的に保護する。 2. 保育乳幼児の安全確保 要配慮者班及び保育所（園）長は、地震が発生した場合、情報を収集するとともに保育乳幼児の安全を確保する。 ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な<u>指定避難所等</u>に避難誘導をする。 また、保護者の引き取りがあるまで、保育乳幼児を一時的に保護する。

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策 第1 災害発生時の対応	ページ 震-100

第1 災害発生時の対応

1. 児童・生徒等の安全確保

(1) 学校班及び学校長は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月 千葉県）等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒等の安全を確保し、安否状況及び被害状況を教育委員会に報告する。
ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。
また、保護者の引き取りがあるまで、児童・生徒等を一時的に保護する。
学童保育所職員は、学童保育所開所中に地震が発生した場合、情報を収集するとともに児童の安全を確保し、安否状況及び被害状況を所管する所属長に報告する。
ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。
また、保護者の引き取りがあるまで、児童を一時的に保護する。

(2) 市立幼稚園職員は、開園中に地震が発生した場合、情報を収集するとともに園児の安全を確保し、安否状況及び被害状況を所管する所属長に報告する。
ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。
また、保護者の引き取りがあるまで、園児を一時的に保護する。

2. 保育乳幼児の安全確保

要配慮者班及び保育所（園）長は、地震が発生した場合、情報を収集するとともに保育乳幼児の安全を確保する。
ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。
また、保護者の引き取りがあるまで、保育乳幼児を一時的に保護する。

修 正 案
修正理由 字句の変更
第 4 社会教育施設の対策 社会教育施設の管理者は、災害が発生した場合、利用者を安全な場所に誘導する。児童・生徒等の場合は、一時保護又は<u>指定避難所等</u>にて地域の市民等に引き渡す。 社会教育施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行い、被害を最小限度にとどめる。 また、被災した社会教育施設を避難場所として一時使用する場合には構造上の安全を確認の上、使用する。

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策 第4 社会教育施設の対策	ページ 震-102
第 4 社会教育施設の対策 社会教育施設の管理者は、災害が発生した場合、利用者を安全な場所に誘導する。児童・生徒等の場合は、一時保護又は<u>指定避難所</u>にて地域の市民等に引き渡す。 社会教育施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行い、被害を最小限度にとどめる。 また、被災した社会教育施設を避難場所として一時使用する場合には構造上の安全を確認の上、使用する。	

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 5 文化財の確認 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、市指定の文化財は市教育委員会（避難所班）へ、<u>国、県指定等</u>の文化財は、<u>市教育委員会</u>を経由して県教育委員会へ報告する。

現 行	
震災編 第 3 章 災害応急対策計画 第 1 3 節 学校等における児童・生徒等の安全対策 第 5 文化財の確認	ページ 震-1 0 2
第 5 文化財の確認 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、市指定の文化財は市教育委員会（避難所班）へ、<u>国、県指定</u>の文化財は、<u>教育委員会</u>を経由して県教育委員会へ報告する。	

修 正 案
修正理由
字句の変更
第 1 ボランティアの受入れ体制
(略)
2. ボランティアの受入れ
(1) 一般ボランティア
一般分野での活動を希望する個人及び団体は、ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。
(2) 専門ボランティア
専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。
県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。
〈ボランティアの協力を得て実施する活動内容〉
(1) 一般ボランティア
ア 指定避難所等の運営補助
イ 炊き出し、食料等の配布
ウ 生活物資や義援品の仕分け、輸送
エ 高齢者や障がい者等避難行動要支援者の介護
オ 被災地の清掃、がれきの片づけ等
カ その他被災地における軽作業等
(2) 専門ボランティア
ア 外国語の通訳、情報提供
イ 被災建築物の応急危険度判定
ウ 被災宅地の危険度判定
エ 災害情報や安否情報の収集整理、広報
オ 被災者への心理治療
カ 高齢者や障がい者等避難行動要支援者の看護、情報提供
キ アマチュア無線通信
ク 特殊車両等の操縦、運転
ケ その他専門的知識、技能を要する活動等

現 行	
震災編	ページ
第3章 災害応急対策計画	
第15節 ボランティアへの対応	
第1 ボランティアの受入れ体制	震-106

第1 ボランティアの受入れ体制

(略)

2. ボランティアの受入れ

(1) 一般ボランティア

一般分野での活動を希望する個人及び団体は、ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

(2) 専門ボランティア

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

〈ボランティアの協力を得て実施する活動内容〉

(1) 一般ボランティア

ア 指定避難所の運営補助

イ 炊き出し、食料等の配布

ウ 生活物資や義援品の仕分け、輸送

エ 高齢者や障がい者等避難行動要支援者の介護

オ 被災地の清掃、がれきの片づけ等

カ その他被災地における軽作業等

(2) 専門ボランティア

ア 外国語の通訳、情報提供

イ 被災建築物の応急危険度判定

ウ 被災宅地の危険度判定

エ 災害情報や安否情報の収集整理、広報

オ 被災者への心理治療

カ 高齢者や障がい者等避難行動要支援者の看護、情報提供

キ アマチュア無線通信

ク 特殊車両等の操縦、運転

ケ その他専門的知識、技能を要する活動等

修 正 案		
修正理由		
名称の変更		
項 目	担 当	関係機関
第 1 障害物の除去	住宅班、土木班	
第 2 清掃・廃棄物処理	環境衛生班	
第 3 環境汚染の防止	環境衛生班	
第 4 動物対策	環境衛生班	野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）、動物愛護センター、千葉県獣医師会

現 行		
震災編 第 3 章 災害応急対策計画 第 1 7 節 清掃・廃棄物・環境対策		ページ 震-1 0 9
項 目	担 当	関係機関
第 5 障害物の除去	住宅班、土木班	
第 6 清掃・廃棄物処理	環境衛生班	
第 7 環境汚染の防止	環境衛生班	
第 8 動物対策	環境衛生班	野田保健所（野田健康福祉センター）、動物愛護センター、千葉県獣医師会

修 正 案
修正理由 県の計画に整合
第 2 清掃・廃棄物処理 2. し尿の処理 (略) (4) し尿の収集・処理 環境衛生班は、委託業者に要請してし尿の収集を行う。収集・処理が困難な場合に、県、近隣市等へ応援を要請する。 また、収集・処理が困難な場合に、近隣市や「<u>(削除)</u>災害時における<u>一般廃棄物</u>の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて<u>民間事業者</u>の協力を求める。

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第17節 清掃・廃棄物・環境対策 第2 清掃・廃棄物処理	ページ 震-110
第2 清掃・廃棄物処理 2. し尿の処理 (略) (4) し尿の収集・処理 環境衛生班は、委託業者に要請してし尿の収集を行う。収集・処理が困難な場合に、県、近隣市等へ応援を要請する。 また、収集・処理が困難な場合に、近隣市や「<u>大規模</u>災害時における<u>し尿及び浄化槽汚泥</u>の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて<u>民間業者</u>の協力を求める。	

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 4 動物対策
(略) 2. 動物への対応 <u>環境衛生班は、飼い主の被災等によるペット（犬・猫等）の逸走情報を探知した場合は、その所有者の確認に努めるとともに、野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）等の関係機関に報告する。</u> <u>また、特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物）の逸走情報を探知した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察、保健所等の関係機関と連携して必要な措置を講じる。</u> (略)

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第17節 清掃・廃棄物・環境対策 第4 動物対策	ページ 震-111
第4 動物対策	
(略)	
2. 動物への対応	
野田保健所（野田健康福祉センター）、動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、市、千葉県獣医師会等関係団及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。	
また、 <u>危険を及ぼすおそれのある動物が施設から逃亡した場合、人への危害を防止するため、飼育者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。</u>	
(略)	

修 正 案
修正理由
字句の変更
第 3 住家の被災調査・罹災証明の発行
1. 住家の被災調査
(1) 調査方法
被害調査班及び住宅班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、半壊以上の被害が見込まれる住家及び罹災証明の申請のあった住家等を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）に区分し、調査を行う。
火災により焼失した家屋等は、消火・救助班が消防法に基づき火災調査を行う。
(略)

現 行	
震災編 第 3 章 災害応急対策計画 第 1 8 節 建物対策 第 3 住家の被災調査・罹災証明の発行	ページ 震-1 1 3
第 3 住家の被災調査・罹災証明の発行	
1. 住家の被災調査	
(1) 調査方法	
被害調査班及び住宅班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、半壊以上の被害が見込まれる住家及び罹災証明の申請のあった住家等を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部破損）に区分し、調査を行う。	
火災により焼失した家屋等は、消火・救助班が消防法に基づき火災調査を行う。	
(略)	

修 正 案
修正理由 字句の変更
第 4 住家の応急修理
1. 住宅の応急修理 (1) 応急修理の対象者 応急修理の対象者は、災害のため住家が半焼・半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない市民等又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した市民等とする。 住宅班は、住宅の応急修理の申込みを受付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。 (2) 応急修理の実施 応急修理は、居室、 <u>トイレ</u> 及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、建設事業者との請負契約により実施する。市で実施が不可能な場合は、国、県、近隣市及びその他関係機関の応援を得て実施する。 2. 市営住宅の応急修理 住宅班は、既設の市営住宅又は附帯設備が災害により著しく損傷を受けた場合は、市民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する。 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、 <u>トイレ等</u> の日常生活に欠くことのできない部分のみとし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第18節 建物対策 第4 住宅の応急修理	ページ 震-113
第 4 住家の応急修理	
1. 住宅の応急修理 (1) 応急修理の対象者 応急修理の対象者は、災害のため住家が半焼・半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない市民等又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した市民等とする。 住宅班は、住宅の応急修理の申込みを受付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。 (2) 応急修理の実施 応急修理は、居室、 <u>便所</u> 及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、建設事業者との請負契約により実施する。市で実施が不可能な場合は、国、県、近隣市及びその他関係機関の応援を得て実施する。 2. 市営住宅の応急修理 住宅班は、既設の市営住宅又は附帯設備が災害により著しく損傷を受けた場合は、市民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する。 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、 <u>便所等</u> の日常生活に欠くことのできない部分のみとし、修理の必要度の高い住宅から実施する。	

修 正 案
修正理由 字句の変更
第 1 被災者の生活確保
(略) 5. 税等の減免等 被害調査班は、条例等の規定に基づき、被災した市税、国民健康保険料及び県税等の納付義務者等に対し、税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について適切な措置を講ずる。 (略)

現 行	
震災編 第4章 災害復旧・復興計画 第1節 市民生活の安定 第1 被災者の生活確保	ページ 震-120
第 1 被災者の生活確保	
(略) 5. 税等の減免等 被害調査班は、条例等の規定に基づき、被災した市税、国民健康保険料及び県税等の納付義務者に対し、税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について適切な措置を講ずる。 (略)	

修 正 案
修正理由
字句の変更
第 2 国の財政援助等 財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等に基づき、国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき、行うこととなっている。 (略)

現 行	
震災編 第 4 章 災害復旧・復興計画 第 2 節 生活関連施設の復旧計画 第 2 国の財政援助等	ページ 震-1 2 2
第 2 国の財政援助等 財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき、行うこととなっている。 (略)	

修 正 案
修正理由 字句の変更
第 1 情報の種類 県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が<u>平時</u>と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受け、直ちに県内市町村及び防災関係機関に伝達する。 市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。 なお、令和 6 年 8 月 8 日 19 時 15 分に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。 (略)

現 行
震災編 附編 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第 2 節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 第 1 情報の種類 ページ 震-1 2 6
第 1 情報の種類 県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が<u>平常時</u>と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受け、直ちに県内市町村及び防災関係機関に伝達する。 市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。 なお、令和 6 年 8 月 8 日 19 時 15 分に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。 (略)

修 正 案
修正理由 字句の変更
第 2 市民・企業等への周知 市、県をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した場合、この後の状況として、発生する可能性が<u>平時</u>に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、市民、企業等へ周知する。 (略)

現 行
震災編 附編 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第 2 節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 第 2 市民・企業等への周知 ページ 震-1 2 7
第 2 市民・企業等への周知 市、県をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した場合、この後の状況として、発生する可能性が<u>平常時</u>に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、市民、企業等へ周知する。 (略)

野田市地域防災計画 新旧対照表

令和8年度
修正素案

野田市防災会議

風水害編

修 正 案
修正理由
字句の変更
第 2 計画の基本方針
本市は、千葉県の北西部に位置し、東は利根川、西は江戸川、南に利根運河の<u>三方を河川</u>に囲まれている。河川沿いに続く低地には、人口集中に伴う居住地の拡大傾向及び市街地の排水不良地域等被害を受けやすい条件にあるが、治水事業等、排水事業への計画的な推進により、被害は最小限にとどめられている。 しかしながら、都市化の進展や人口の高齢化などによる避難行動要支援者の支援、地域の相互扶助意識の低下などにより、防災面に関する様々な課題が指摘されている。 今後、「風水害等に強いまちづくり」の実現のため、都市基盤の整備のほか、地域における自助・共助を推進し、災害環境に対応した、風水害対策の実施を推進する。 (略)

現 行	
風水害編 第 1 章 総則 第 1 節 計画の基本方針 第 2 計画の基本方針	ページ 風- 1
第 2 計画の基本方針 本市は、千葉県の北西部に位置し、東は利根川、西は江戸川、南に利根運河の<u>三川</u>に囲まれている。河川沿いに続く低地には、人口集中に伴う居住地の拡大傾向及び市街地の排水不良地域等被害を受けやすい条件にあるが、治水事業等、排水事業への計画的な推進により、被害は最小限にとどめられている。 しかしながら、都市化の進展や人口の高齢化などによる避難行動要支援者の支援、地域の相互扶助意識の低下などにより、防災面に関する様々な課題が指摘されている。 今後、「風水害等に強いまちづくり」の実現のため、都市基盤の整備のほか、地域における自助・共助を推進し、災害環境に対応した、風水害対策の実施を推進する。 (略)	

修 正 案
修正理由 名称の変更
第 5 指定公共機関 1. N T T 東日本株式会社、株式会社 N T T ドコモ、<u>N T T ドコモビジネス株式会社</u> (略)

現 行	
風水害編 第 1 章 総則 第 2 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第 5 指定公共機関	ページ 風-7
第 5 指定公共機関 1. N T T 東日本株式会社、株式会社 N T T ドコモ、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> (略)	

修 正 案
修正理由 字句の変更
第 7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 (略) 8. 野田市赤十字奉仕団 (1) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び<u>指定避難所</u>内の世話業務等の協力に関すること (略)

現 行	
風水害編 第 1 章 総則 第 2 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第 7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	ページ 風- 1 0
第 7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 (略) 8. 野田市赤十字奉仕団 (1) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び指定避難所内の世話業務等の協力に関すること (略)	

修 正 案
修正理由 県の計画に整合 字句の変更
第 8 市民等及び事業所等 1. 市民等及び事業所等 (略) (2) 市民等自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること</u> (略) 2. 自主防災組織 (1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること (2) 情報の収集伝達に関すること (3) 避難誘導、救出救護、<u>指定避難所等</u>の運営に関すること (略) 4. ボランティア団体 <u>平時</u>から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

現 行	
風水害編 第 1 章 総則 第 2 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第 8 市民等及び事業所等	ページ 風- 1 1
第 8 市民等及び事業所等	
1. 市民等及び事業所等	
(略)	
(2) 市民等自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、 <u>(新規)</u> 、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること	
(略)	
2. 自主防災組織	
(1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること	
(2) 情報の収集伝達に関すること	
(3) 避難誘導、救出救護、 <u>指定避難所</u> の運営に関すること	
(略)	
4. ボランティア団体	
<u>平常時</u> から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること	

修正理由

時点修正

修 正 案

第 3 社会環境

1. 人口

本市の人口と世帯数は、令和 8 年 4 月 1 日現在、152,923 人、74,146 世帯である。

2. 土地利用

本市の面積は、103.55 ㎢であり、土地利用の状況は次のとおりである。

＜土地利用の状況＞（令和 7 年 1 月 1 日現在）

	面 積 (㎡)	割合 (%)
田	<u>12,452,942</u>	<u>12.0</u>
畑	<u>15,817,146</u>	<u>15.3</u>
宅地	<u>25,165,534</u>	<u>24.3</u>
池沼	<u>299,943</u>	<u>0.3</u>
山林	<u>5,071,294</u>	<u>4.9</u>
原野	<u>108,844</u>	<u>0.1</u>
雑種地	<u>14,014,116</u>	<u>13.5</u>
その他	<u>30,620,181</u>	<u>29.6</u>

現 行	
風水害編 第 1 章 総則 第 3 節 災害環境 第 3 社会環境	ページ 風- 1 2

第 3 社会環境		
1. 人口		
本市の人口と世帯数は、令和 7 年 4 月 1 日現在、 <u>153,336 人</u> 、 <u>73,331 世帯</u> である。		
2. 土地利用		
本市の面積は、103.55 ㎢であり、土地利用の状況は次のとおりである。		
＜土地利用の状況＞（令和 6 年 1 月 1 日現在）		
	面 積 (㎡)	割合 (%)
田	<u>12,499,002</u>	<u>12.1</u>
畑	<u>16,076,851</u>	<u>15.5</u>
宅地	<u>25,095,959</u>	<u>24.2</u>
池沼	<u>294,297</u>	<u>0.3</u>
山林	<u>5,136,395</u>	<u>5.0</u>
原野	<u>107,338</u>	<u>0.1</u>
雑種地	<u>13,709,398</u>	<u>13.2</u>
その他	<u>30,630,760</u>	<u>29.6</u>

修 正 案
修正理由
災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 1 浸水想定
本市では、「水防法」に基づき、国土交通省が実施した <u>利根川、江戸川、利根運河、千葉県が実施した座生川</u> の浸水想定に基づき「洪水ハザードマップ（洪水避難地図）」（ <u>令和 6 年度</u> ）を作成しており、この災害規模を本計画の前提条件とする。

現 行	
風水害編 第 1 章 総則 第 4 節 風水害の想定 第 1 浸水想定	ページ 風-13
第 1 浸水想定 本市では、「水防法」に基づき、国土交通省が実施した<u>利根川、江戸川</u>の浸水想定に基づき「洪水ハザードマップ（洪水避難地図）」（<u>令和 2 年度</u>）を作成しており、この災害規模を本計画の前提条件とする。	

修 正 案		
修正理由		
名称の変更		
計画の体系	担 当	関係機関
第 1 防災広報・防災教育の充実	危機管理部、学校教育部	
第 2 防災訓練の推進	土木部、危機管理部、消防本部	野田警察署、野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田地区、消防団
第 3 調査・研究	危機管理部、土木部	

現 行		
風水害編 第 2 章 災害予防計画 第 2 節 防災知識の普及啓発		ページ 風-15
計画の体系	担 当	関係機関
第 1 防災広報・防災教育の充実	危機管理部、学校教育部	
第 2 防災訓練の推進	土木部、危機管理部、消防本部	野田警察署、野田保健所（野田健康福祉センター）、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田地区、消防団
第 3 調査・研究	危機管理部、土木部	

修 正 案
修正理由 字句の変更
第 2 避難所等の確保 1. 市民自らによる避難先の確保 市の指定避難所だけでは、避難を必要とする全ての避難者を収容することは出来ない。 市民は災害に備え、日頃からマイ・タイムライン等により避難行動を考え、在宅避難※1や分散避難※2など、市内外を問わず、市民自らが避難先を確保するよう努めるものとする。 ※1「在宅避難」とは、自宅が浸水想定区域外などの理由により、自宅が安全な方は、<u>指定避難所等</u>へ避難するのではなく、自宅に留まることである。 ※2「分散避難」とは、避難が必要な場合でも市が設置する避難所ではなく、親族、友人、知人、勤め先や浸水想定区域外の地域の駐車場での車中泊など、避難所以外への安全な場所へ避難することである。 (略)

現 行	
風水害編 第2章 災害予防計画 第3節 避難行動・避難施設 第2 避難所等の確保	ページ 風-16
第2 避難所等の確保	
1. 市民自らによる避難先の確保	
市の指定避難所だけでは、避難を必要とする全ての避難者を収容することは出来ない。 市民は災害に備え、日頃からマイ・タイムライン等により避難行動を考え、在宅避難※1や分散避難※2など、市内外を問わず、市民自らが避難先を確保するよう努めるものとする。	
※1「在宅避難」とは、自宅が浸水想定区域外などの理由により、自宅が安全な方は、<u>避難所</u>へ避難するのではなく、自宅に留まることである。 ※2「分散避難」とは、避難が必要な場合でも市が設置する避難所ではなく、親族、友人、知人、勤め先や浸水想定区域外の地域の駐車場での車中泊など、避難所以外への安全な場所へ避難することである。	
(略)	

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 1 水害予防対策 市は、国・県その他関係機関の協力を得て、河川・水路の改修整備、公共下水道（雨水）の整備及び雨水流出抑制施設の設置など総合的な治水対策の推進を図る。 1. 河川改修の計画 直轄 1 級河川である利根川、江戸川及び利根運河については、国が直接改修工事を行い、流域の浸水被害の軽減に大きく貢献している。また、県知事管理の 1 級河川の座生川については、将来の流域の市街化に備え、50 年に 1 度降る大雨を想定し、その大雨を流すことができる水量（基本高水流量）を 190m³/s という安全度の高い流量を想定して改修が完了している。さらに、江戸川の水位が高くなった場合に備え、河道沿いに 5 箇所の調整池を設置している。くり堀川についても、準用河川としての河川改修により、治水機能の整備を図る。 しかし、河川の流域での宅地開発等による市街化の<u>進展及び道路等</u>の生活関連公共施設の整備による河川への流出量の増大も進行している。 今後、さらに河川の治水、安全度を高めるために、土木部は雨水幹線の整備や雨水貯留池の建設等の総合的な流出抑制対策を必要に応じ講ずる。 （略） 3. 洪水ハザードマップの作成と周知 土木部は、市民等に水害の危険性を正しく認識してもらうため、洪水ハザードマップ等を配布し、市民等に対し水害危険区域や指定避難所等の周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。 なお、浸水想定区域内にある福祉施設等については地域防災計画に施設の名称・所在地等の記載に努める。また、インターネット（市ホームページ等）を活用し周知に努める。

現 行 行	
風水害編 第 2 章 災害予防計画 第 4 節 各種災害の予防対策 第 1 水害予防対策	ページ 風-18

第 1 水害予防対策

市は、国・県その他関係機関の協力を得て、河川・水路の改修整備、公共下水道（雨水）の整備及び雨水流出抑制施設の設置など総合的な治水対策の推進を図る。

1. 河川改修の計画

直轄 1 級河川である利根川、江戸川及び利根運河については、国が直接改修工事を行い、流域の浸水被害の軽減に大きく貢献している。また、県知事管理の 1 級河川の座生川については、将来の流域の市街化に備え、50 年に 1 度降る大雨を想定し、その大雨を流すことができる水量（基本高水流量）を 190m³/s という安全度の高い流量を想定して改修が完了している。さらに、江戸川の水位が高くなった場合に備え、河道沿いに 5 箇所の調整池を設置している。くり堀川についても、準用河川としての河川改修により、治水機能の整備を図る。

しかし、河川の流域での宅地開発等による市街化の進展及び下水道、道路等の生活関連公共施設の整備による河川への流出量の増大も進行している。

今後、さらに河川の治水、安全度を高めるために、土木部は雨水幹線の整備や雨水貯留池の建設等の総合的な流出抑制対策を必要に応じ講ずる。

（略）

3. 洪水ハザードマップの作成と周知

土木部は、市民等に水害の危険性を正しく認識してもらうため、洪水ハザードマップ等を配布し、市民等に対し水害危険区域や指定避難所等の周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

なお、浸水想定区域内に福祉施設等があることから地域防災計画に施設の名称・所在地等の記載に努める。また、インターネット（市ホームページ等）を活用し周知に努める。

修 正 案
修正理由 字句の変更 防災気象情報の見直し
第 3 風害防止対策
1. 電力施設の風害防止対策 東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備の風圧荷重は、「電気設備の技術基準」、「送電用鉄塔設計基準」の各該当項目により設計しており、建築物は、建築基準法に基づき設計している。 また、樹木倒壊等による事故防止のため、 <u>平時</u> から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。 (略)
5. 知識の啓発 危機管理部は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、気象庁や気象台が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報や、台風や竜巻から身を守るための知識の啓発を図る。 (1) 気象情報の確認 気象庁や気象台が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、 <u>平時</u> から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。 なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「 <u>気象解説情報（竜巻等突風）</u> 」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「 <u>気象防災速報（竜巻注意／竜巻発生）</u> 」がある。「 <u>気象解説情報（竜巻等突風）</u> 」と「雷注意報」は各地の気象台から、「 <u>気象防災速報（竜巻注意／竜巻発生）</u> 」は気象庁から発表される。 (略)

現 行	
風水害編 第2章 災害予防計画 第4節 各種災害の予防対策 第3 風害防止対策	ページ 風-19

第3 風害防止対策

1. 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備の風圧荷重は、「電気設備の技術基準」、「送電用鉄塔設計基準」の各該当項目により設計しており、建築物は、建築基準法に基づき設計している。

また、樹木倒壊等による事故防止のため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。

(略)

5. 知識の啓発

危機管理部は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、気象庁や気象台が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報や、台風や竜巻から身を守るための知識の啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁や気象台が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」がある。

「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の気象台から、「竜巻注意情報」は気象庁から発表される。

(略)

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 4 雪害防止対策 1. 道路対策 (略) (3)除雪作業 土木部は、除雪作業に当たり、状況に応じて関係業者の協力を得て、人力及び機械力による協同作業を行う。 なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて交通制限の実施等や、<u>砂・融雪剤等</u>の散布を迅速に行うものとする。

現 行	
風水害編 第2章 災害予防計画 第4節 各種災害の予防対策 第4 雪害防止対策	ページ 風-2 1
第4 雪害防止対策	
1. 道路対策	
(略)	
(3)除雪作業 土木部は、除雪作業に当たり、状況に応じて関係業者の協力を得て、人力及び機械力による協同作業を行う。 なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて交通制限の実施等や、<u>砂・散布剤等</u>の散布を迅速に行うものとする。	

修 正 案			
修正理由 防災気象情報の見直し 災害対策本部各対策班からの意見を反映			
第 1 市の防災体制の確立			
1. 防災体制 本市の防災体制は、次のとおりである。			
配備体制		配備基準	備考（水防計画）
災害対策本部設置前	第 1 配備	次の条件の 1 以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) <u>レベル 2 大雨注意報</u> が発表されたとき (2) <u>レベル 2 氾濫注意報</u> が発表されたとき <u>(削除)</u>	・危機管理課職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員 水防注意体制
	第 2 配備	次の条件の 1 以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) <u>レベル 3 大雨警報</u> が発表されたとき (2) <u>レベル 3 氾濫警報</u> が発表されたとき (3) 暴風・暴風雪・大雪警報が発表されたとき (4) <u>レベル 3 土砂災害警報</u> が発表されたとき <u>(削除)</u>	・危機管理課職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員 水防警戒体制

現 行			
風水害編 第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 災害応急活動体制 第 1 市の防災体制の確立			ページ 風-23
第 1 市の防災体制の確立			
1. 防災体制 本市の防災体制は、次のとおりである。			
配備体制		配備基準	備考（水防計画）
災害対策本部設置前	第 1 配備	次の条件の 1 以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) <u>大雨注意報</u> が発表されたとき (2) <u>洪水注意報</u> が発表されたとき (3) <u>利根川又は江戸川氾濫注意情報が発表されたとき</u>	・危機管理課職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員 水防注意体制
	第 2 配備	次の条件の 1 以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) <u>大雨警報</u> が発表されたとき (2) <u>洪水警報</u> が発表されたとき (3) 暴風・暴風雪・大雪警報が発表されたとき (4) <u>土砂災害警戒情報が発表されたとき</u> (5) <u>利根川又は江戸川氾濫警戒情報が発表されたとき</u>	・危機管理課職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員 水防警戒体制

災害対策本部設置後 非常配備体制	第1配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市内に<u>レベル4危険警報</u>以上又は<u>特別警報（暴風、暴風雪、大雪）</u>が発表され、本部長が必要と認めたとき イ 市域に局地的災害が発生したとき及び予想されるとき ウ <u>レベル4氾濫危険警報</u>の発表が見込まれるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・3分の1の職員で対応	災害対策本部へ移行
	第2配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市域の広範囲で災害が発生したとき及び予想されるとき イ <u>レベル4氾濫危険警報</u>が発表されたとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・2分の1の職員で対応	

災害対策本部設置後 非常配備体制	第1配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市内に<u>特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）</u>が発表され、本部長が必要と認めたとき イ 市域に局地的災害が発生したとき及び予想されるとき ウ <u>利根川又は江戸川氾濫危険情報</u>の発表が見込まれるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・3分の1の職員で対応	災害対策本部へ移行
	第2配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市域の広範囲で災害が発生したとき及び予想されるとき イ <u>利根川又は江戸川氾濫危険情報</u>が発表されたとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・2分の1の職員で対応	

	第3 配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 全市域で災害が発生したとき及び予想されるとき イ <u>レベル5 氾濫特別警報</u> が発表されたとき及び発表が予想されるとき ウ 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき及び予想されるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・全職員で対応	
--	----------	--	---------	--

	第3 配備	(1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 全市域で災害が発生したとき及び予想されるとき イ <u>利根川又は江戸川氾濫発生情報</u> が発表されたとき及び発表が予想されるとき ウ 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき及び予想されるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・全職員で対応	
--	----------	---	---------	--



修 正 案			
修正理由			
災害対策本部各対策班からの意見を反映			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援 受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	◎支援金・寄附金の受入れに関すること。 ◎支援受入れの調整に関すること。

現 行			
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 災害対策本部 所掌事務			ページ 風-29
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援 受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	◎支援金・寄附金の受入れに関すること。 ◎被災者支援の受入れ・調整に関すること。

修 正 案			
修正理由			
災害対策本部各対策班からの意見を反映			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長	都市計画課長	◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎住宅の応急修理に関すること。 ・土木班の応援に関すること。
		都市整備課長	・被災宅地の危険度判定に関すること ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・住宅の応急修理に関すること。 ・土木班の応援に関すること。
		関宿地区土地区画整理事務所長	・被災宅地の危険度判定に関すること ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・住宅の応急修理に関すること。 ・土木班の応援に関すること。
仮設住宅班	総務部長	営繕課長	(略)
		公共施設管理課長	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)

現 行			
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 災害対策本部 所掌事務			ページ 風-31
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長	都市計画課長	◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎住宅の応急修理に関すること。 (新規)
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
仮設住宅班	総務部長	営繕課長	(略)
		公共施設管理課長	(略)
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		関宿地区	・土木班・住宅班の応援に関すること。

修 正 案			
修正理由			
災害対策本部各対策班からの意見を反映			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者 班	福祉部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ◎災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ◎災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者 支援課長	◎福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		高齢者 支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		介護支援課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		地域包括 支援課長	・福祉避難所利用者の相談支援に関すること。 ◎福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		人権・男女 共同参画 推進課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 (削除)
		こぶし園長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		児童家庭課長	・応急保育に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		子ども保育 課長	◎応急保育に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		子ども家庭 総合支援課長	◎福祉避難所利用者の相談支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。

現 行			
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 災害対策本部 所掌事務			ページ 風-32
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者 班	福祉部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ◎災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ◎災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者 支援課長	◎福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		高齢者 支援課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		介護支援課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		地域包括 支援課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉避難所の開設・運営に関すること。 (新規)
		こぶし園長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		人権・男女 共同参画 推進課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・福祉避難所利用者の相談支援に関すること。
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・応急保育に関すること。
		子ども保育 課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭 総合支援課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎福祉避難所利用者の相談支援に関すること。

修 正 案		
修正理由 防災気象情報の見直し 名称の変更		
第 2 気象に関する情報の収集		
1. 気象情報等の収集		
(1) 気象情報 総括班は、千葉県防災行政無線等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報等を速やかに収集する。 なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。 〈特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）〉		
警報等の名称等	概 要	
レベル 5 特別警報 （警戒レベル 5 に相当）	レベル 5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1 が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル 5 土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル 5 氾濫特別警報	河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル 4 危険警報 （警戒レベル 4 に相当）	レベル 4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル 4 土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル 4 氾濫危険警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
レベル 3 警報	レベル 3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。

現 行	
風水害編 第 3 章 災害応急対策計画 第 2 節 情報の収集・伝達 第 2 気象に関する情報の収集	ページ 風- 3 4
第 2 気象に関する情報の収集	
1. 気象情報等の収集	
(1) 気象情報 総括班は、千葉県防災行政無線等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報等を速やかに収集する。 なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。 <u>（新規）</u>	

(警戒レベル3に相当)	レベル3 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル3 氾濫警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
レベル2 注意報 (警戒レベル2)	レベル2 大雨注意報	大雨による浸水害等※1 が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 氾濫注意報	河川※2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。

※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。

※2 洪水予報河川：利根川、江戸川

〈主な特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）〉

警報等の名称等		概 要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。

	<u>暴風雪警報</u>	<u>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。</u> <u>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。</u>
<u>注意報</u>	<u>大雪注意報</u>	<u>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。</u>
	<u>強風注意報</u>	<u>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。</u>
	<u>風雪注意報</u>	<u>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。</u>
	<u>濃霧注意報</u>	<u>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。</u>
	<u>雷注意報</u>	<u>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。</u>
	<u>乾燥注意報</u>	<u>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。</u>
	<u>着氷注意報</u>	<u>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表。</u>
	<u>着雪注意報</u>	<u>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表。</u>

--	--

	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。
〈主な気象情報等の種類〉		
種 類	内 容	
(削除)	(削除)	
(削除)	(削除)	
(削除)	(削除)	
気象解説情報	警報や注意報に先立って注意を呼びかける場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表。	
気象防災速報（記録的短時間大雨）	レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせ分析）された場合に、気象庁から「千葉県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。	
気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報。	
気象防災速報（線状降水帯発生）	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「千葉県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。	

〈主な気象情報等の種類〉		
種 類	内 容	
気象注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪	
気象警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪	
特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪	
気象情報	警報や注意報に先立って注意を呼びかけるため、又は警報や注意報の内容を補完するために発表。	
記録的短時間大雨情報	現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害等の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするため、雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表。	
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報。	
(新規)		

気象防災速報（線状降水帯直前予測）	線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「千葉県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。
-------------------	--

(2) 水防活動用気象注意報・警報

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

〈水防活動用気象注意報・警報の種類〉

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	レベル2大雨注意報
水防活動用気象警報	レベル5大雨特別警報・レベル4大雨危険警報・レベル3大雨警報
水防活動用洪水注意報	レベル2氾濫注意報
水防活動用洪水警報	レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3大雨警報

(3) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表の通報を行う。

市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

なお、詳細は、野田市消防計画による。

〈火災気象通報の基準〉

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき

銚子地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

基準値は銚子地方気象台の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）

(新規)	
------	--

(2) 水防活動用気象注意報・警報

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

〈水防活動用気象注意報・警報の種類〉

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	<u>大雨注意報</u>
水防活動用気象警報	<u>大雨特別警報・大雨警報</u>
水防活動用洪水注意報	<u>洪水注意報</u>
水防活動用洪水警報	<u>洪水警報</u>

(3) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表の通報を行う。

市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

なお、詳細は、野田市消防計画による。

〈火災気象通報の基準〉

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき

銚子地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）

2. 洪水予報・水防警報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。利根川と江戸川については、関東地方整備局と気象庁が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2及び3～5に相当する。

また、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所は、水防警報を発表し、県を通じて、市に伝達する。

詳細は、野田市水防計画による。

〈指定河川洪水予報の名称と概要〉

名 称	概 要
レベル5 氾濫特別警報／氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続

2. 洪水予報・水防警報

関東地方整備局及び気象庁大気海洋部は、河川の水位を示した洪水予報を発表する。関東地方整備局は、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所を通じて、市に伝達する。

また、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所は、水防警報を発表し、県を通じて、市に伝達する。

詳細は、野田市水防計画による。

（新規）

	しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。
--	--

3. 土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を共同発表する。

また、県はホームページ等を利用して、災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

総括班は、レベル3土砂災害警報の発表や土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、レベル4土砂災害危険警報の発表等の状況に応じて、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所周辺の住民に対し周知徹底し、自主避難を支援するとともに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保発令の判断を行う。

（略）

3. 土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を共同発表する。

また、県はホームページ等を利用して、災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。（新規）

総括班は、大雨警報（土砂災害）の発表や土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害警戒情報の発表等の状況に応じて、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所周辺の住民に対し周知徹底し、自主避難を支援するとともに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保措置の判断を行う。

（略）

修 正 案
修正理由 字句の変更
第 1 災害時の広報 広報班及び防災関係機関は、情報不足による混乱の発生を防止するため、<u>平時</u>の広報手段を活用するほか、<u>指定避難所等</u>への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。 対策の内容は、震災編第3章 第3節 第1「災害時の広報」を準用する。

現 行	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報 第1 災害時の広報	ページ 風-37
第1 災害時の広報 広報班及び防災関係機関は、情報不足による混乱の発生を防止するため、<u>平常時</u>の広報手段を活用するほか、<u>指定避難所</u>への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。 対策の内容は、震災編第3章 第3節 第1「災害時の広報」を準用する。	

修 正 案
修正理由 防災気象情報の見直し 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 4 水防活動 大雨、洪水等による浸水被害等の警戒・防御及びその被害の軽減等のための水防活動の実施については、野田市水防計画により行う。 水防本部設置前において、気象状況その他により土木部長は、危機管理部長との協議により必要と認めるときは、水防本部設置前の配備体制により行う。 なお、事態の推移により全庁的な対応が必要となった場合には、本部長（市長）の決定に基づき、災害対策本部を設置し、水防本部は災害対策本部に統合されることとなる。 1. 水防配備体制及び活動内容 集中豪雨等による市内中小河川の氾濫や低地での内水氾濫により、比較的大規模に災害が発生した場合は、「水防本部」体制の発令を行い、災害対策職員配備・配置基準表に基づき災害対策活動を実施する。 市の水防配備体制及び活動内容は次のとおりである。

現 行	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第5節 消防・救助救急・危険物等対策 第4 水防活動	ページ 風-40
第 4 水防活動 大雨、洪水等による浸水被害等の警戒・防御及びその被害の軽減等のための水防活動の実施については、野田市水防計画により行う。 水防本部設置前において、気象状況その他により土木部長は、危機管理部長との協議により必要と認めるときは、水防本部設置前の配備体制により行う。 なお、事態の推移により全庁的な対応が必要となった場合には、本部長（市長）の決定に基づき、災害対策本部を設置し、水防本部は災害対策本部に統合されることとなる。 1. 水防配備体制及び活動内容 集中豪雨等による市内中小河川の氾濫や低地での内水氾濫により、比較的大規模に災害が発生した場合は、「水防本部」体制の発令を行い、災害対策職員配備・配置基準表に基づき災害対策活動を実施する。 市の水防配備体制及び活動内容は次のとおりである。	

〈野田市水防配備体制及び活動内容〉			
種別	配 備 時 期	配備人 員	水防配備体制と活動内容
水 防 注 意 体 制	(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の１項目以上が発表され、又は水防管理者が必要と認めたとき。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報 ア 水防活動用気象注意報（<u>レベル2大雨注意報</u>） イ 水防活動用洪水注意報（<u>レベル2氾濫注意報</u>） (2) 水防法(第10条第2項)に基づく予報 ア 利根川・江戸川氾濫注意情報（<u>レベル2氾濫注意報</u>） (終期) 次の１項目以上が該当する場合は、水防注意体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき。 (2) 指揮官が水防注意体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3) 水防注意体制から水防警戒体制に入ったとき。	野田市水防体制分 担表による	水防活動及び水防事務 (1) 各水防施設管理者に対して樋管等の操作ができるように準備させる。 （以後、各樋管管理者は操作規定により操作する。） (2) 必要に応じて市内、道路、河川等の巡回の準備をする。 被害を認めた時は適切な処置をとる。 (3) 必要に応じて市内低地域の巡回を行い、被害を認めた時は適切な処置をとる。

〈野田市水防配備体制及び活動内容〉			
種別	配 備 時 期	配備人 員	水防配備体制と活動内容
水 防 注 意 体 制	(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の１項目以上が発表され、又は水防管理者が必要と認めたとき。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報 ア 水防活動用気象注意報（<u>大雨注意報</u>） イ 水防活動用洪水注意報（<u>洪水注意報</u>） (2) 水防法(第10条第2項)に基づく予報 ア 利根川・江戸川氾濫注意情報（<u>洪水注意報</u>） (終期) 次の１項目以上が該当する場合は、水防注意体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき。 (2) 指揮官が水防注意体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3) 水防注意体制から水防警戒体制に入ったとき。	野田市水防体制分 担表による	水防活動及び水防事務 (1) 各水防施設管理者に対して樋管等の操作ができるように準備させる。 （以後、各樋管管理者は操作規定により操作する。） (2) 必要に応じて市内、道路、河川等の巡回の準備をする。 被害を認めた時は適切な処置をとる。 (3) 必要に応じて市内低地域の巡回を行い、被害を認めた時は適切な処置をとる。

水 防 警 戒 体 制	(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に、次の警報の1項目以上が発表され、又は、水防管理者が必要と認めたとき。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報 ア 水防活動用気象警報 (<u>レベル3大雨警報</u>) イ 水防活動用洪水警報 (<u>レベル3氾濫警報</u>) (2) 水防法(第10条の2)に基づく予報 ア 利根川・江戸川氾濫警戒情報(<u>レベル3氾濫警報</u>) (3) 水位周知河川(利根運河)において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき。 (4) 暴風・暴風雪・大雪警報 (5) <u>レベル3土砂災害警報</u> (終期) 次の1項目以上が該当する場合は、水防警戒体制を解除する。 (1) 警報が解除されたとき。 (2) 市内の水害が回避され、指揮官が水防警戒体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3) 水防警戒体制から非常配備体制に入ったとき。	野田市水 防体制分 担表によ る	水防活動及び水防事務 (1) 前記「水防注意体制」による水防事務及び活動を続行する。 (2) 市内河川等の重要水防区域の巡視を行い、異常を認めたときは適切な処置をとる。 (3) 水防資機材の整備配置を確認する。 (4) 樋管等の適宜操作を行う。 なお、樋管等を操作した場合は、内水について警戒すること。 (5) 道路等浸水箇所の内水排除及び防疫活動を行う。 (6) 水防活動を行った時は、その状態を正確に記録するとともに、現場写真を撮影する。 (7) 水防管理者の裁量により、人員配置を行い、市内各水防団に重要水防区域を巡視させる。
----------------------------	--	---------------------------	--

水 防 警 戒 体 制	(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に、次の警報の1項目以上が発表され、又は、水防管理者が必要と認めたとき。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報 ア 水防活動用気象警報 (<u>大雨警報</u>) イ 水防活動用洪水警報 (<u>洪水警報</u>) (2) 水防法(第10条の2)に基づく予報 ア 利根川・江戸川氾濫警戒情報(<u>洪水警報</u>) (3) 水位周知河川(利根運河)において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき。 (4) 暴風・暴風雪・大雪警報 (5) <u>土砂災害警戒情報</u> (終期) 次の1項目以上が該当する場合は、水防警戒体制を解除する。 (1) 警報が解除されたとき。 (2) 市内の水害が回避され、指揮官が水防警戒体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3) 水防警戒体制から非常配備体制に入ったとき。	野田市水 防体制分 担表によ る	水防活動及び水防事務 (1) 前記「水防注意体制」による水防事務及び活動を続行する。 (2) 市内河川等の重要水防区域の巡視を行い、異常を認めたときは適切な処置をとる。 (3) 水防資機材の整備配置を確認する。 (4) 樋管等の適宜操作を行う。 なお、樋管等を操作した場合は、内水について警戒すること。 (5) 道路等浸水箇所の内水排除及び防疫活動を行う。 (6) 水防活動を行った時は、その状態を正確に記録するとともに、現場写真を撮影する。 (7) 水防管理者の裁量により、人員配置を行い、市内各水防団に重要水防区域を巡視させる。
----------------------------	--	---------------------------	--

修 正 案		
修正理由		
名称の変更		
項 目	担 当	関係機関
第 1 応急医療 救護	保健救護班、消 火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本 赤十字社千葉県支部野田市地区、野田市 薬剤師会、千葉県赤十字血液センター、 野田保健所（千葉県野田健康福祉センタ ー）
第 2 保健衛生 活動	保健救護班、給 水班	野田保健所（千葉県野田健康福祉センタ ー）
第 3 防疫活動	保健救護班、環 境衛生班	野田保健所（千葉県野田健康福祉セン ター）

現 行		
風水害編 第 3 章 災害応急対策計画 第 6 節 医療救護・防疫活動		ページ 風-43
項 目	担 当	関係機関
第 1 応急医療 救護	保健救護班、消 火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本 赤十字社千葉県支部野田市地区、野田市 薬剤師会、千葉県赤十字血液センター、 野田保健所（野田健康福祉センター）
第 2 保健衛生 活動	保健救護班、給 水班	野田保健所（野田健康福祉センター）
第 3 防疫活動	保健救護班、環 境衛生班	野田保健所（野田健康福祉センター）

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映 名称の変更
第 1 応急医療救護 風水害等により傷病者が発生した場合は、消火・救助班による医療機関への搬送と応急手当等または応急処置が実施される。<u>(削除)</u> 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 6 節 第 1 「応急医療救護」を準用する。
第 2 保健衛生活動 保健救護班は、被災して指定避難所生活をおくる被災者に対し、野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）と連携して、健康管理のための<u>指定避難所に健康相談所を設置、巡回医療</u>などを実施する。 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 6 節 第 2 「保健衛生活動」を準用する。
第 3 防疫活動 保健救護班及び環境衛生班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、防疫組織を設け、野田保健所（<u>千葉県野田健康福祉センター</u>）と連携して浸水した地域の消毒や被災者の検病調査や健康診断を実施する。 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 6 節 第 3 「防疫活動」を準用する。

現 行	
風水害編 第 3 章 災害応急対策計画 第 6 節 医療救護・防疫活動	ページ 風-43
第 1 応急医療救護	
風水害等により傷病者が発生した場合は、消火・救助班による医療機関への搬送と応急手当等または応急処置が実施される。<u>多数の傷病者が発生した場合は、医師会等の協力により現場に医療救護所を設置して応急医療救護を実施する。</u> 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 6 節 第 1 「応急医療救護」を準用する。	
第 2 保健衛生活動	
保健救護班は、被災して指定避難所生活をおくる被災者に対し、野田保健所（野田健康福祉センター）と連携して、健康管理のための<u>指定避難所救護センター設置、巡回医療</u>などを実施する。 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 6 節 第 2 「保健衛生活動」を準用する。	
第 3 防疫活動	
保健救護班及び環境衛生班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、防疫組織を設け、野田保健所（<u>野田健康福祉センター</u>）と連携して浸水した地域の消毒や被災者の検病調査や健康診断を実施する。 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 6 節 第 3 「防疫活動」を準用する。	

修 正 案		
修正理由		
名称の変更		
項 目	担 当	関係機関
第 1 避難指示等	総括班	野田警察署
第 2 支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第 3 指定避難所等の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	
第 4 広域一時滞在の要請	総括班	
第 5 感染症対策	危機管理部、健康子ども部	野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）

現 行		
風水害編 第 3 章 災害応急対策計画 第 7 節 避難対策		ページ 風-44
項 目	担 当	関係機関
第 1 避難指示等	総括班	野田警察署
第 2 支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第 3 指定避難所等の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	
第 4 広域一時滞在の要請	総括班	
第 6 感染症対策	危機管理部、健康子ども部	野田保健所（野田健康福祉センター）

修 正 案			
修正理由 県の計画に整合 防災気象情報の見直し			
第 1 避難指示等			
1. 避難指示等の発令 (1) 避難指示等の発令 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を指示し、緊急を要すると認めるときは <u>緊急安全確保</u> を指示する。 また、避難指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。その際、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の提供に努める。また、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴うと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。 〈避難基準の目安〉			
避難情報の種類	河川水位の目安	避難行動の種類	
高齢者等避難	○栗橋観測所 氾濫危険水位に達した状況 ○野田・芽吹橋観測所 3 時間後に両観測所のいずれかにおいて氾濫危険水位に達すると予想されるとき	避難行動要支援者	避難開始
		一般	避難準備
避難指示	○野田・芽吹橋観測所	避難行動要支援者	避難

現 行			
風水害編 第 3 章 災害応急対策計画 第 7 節 避難対策 第 1 避難指示等			ページ 風-44
第 1 避難指示等			
1. 避難指示等の発令 (1) 避難指示等の発令 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を指示し、緊急を要すると認めるときは <u>緊急安全確保措置</u> を指示する。 また、避難指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。その際、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の提供に努める。また、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴うと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。 〈避難基準の目安〉			
避難情報の種類	河川水位の目安	避難行動の種類	
高齢者等避難	○栗橋観測所 氾濫危険水位に達した状況 ○野田・芽吹橋観測所 3 時間後に両観測所のいずれかにおいて氾濫危険水位に達すると予想されるとき	避難行動要支援者	避難開始
		一般	避難準備
避難指示	○野田・芽吹橋観測所	避難行動要支援者	避難

	1 時間後に両観測所のいずれかにおいて氾濫危険水位に達すると予想されるとき(氾濫警戒情報が発令されたとき) ○土砂災害 <u>危険警報</u> が発表されたとき	一般	避難開始
緊急安全確保	何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況	避難行動要支援者	身の安全を確保
		一般	

(略)

	1 時間後に両観測所のいずれかにおいて氾濫危険水位に達すると予想されるとき(氾濫警戒情報が発令されたとき) ○土砂災害 <u>警戒情報</u> が発表されたとき	一般	避難開始
緊急安全確保	何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況	避難行動要支援者	身の安全を確保
		一般	
(略)			

修 正 案
修正理由 名称の変更
第 1 避難指示等 (略) 2. 避難情報等の伝達 (1) 市民等への伝達 総括班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、エックス（旧ツイッター）等により市民等に伝達する。 (2) 関係機関への通報 総括班は、避難指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田保健所（<u>千葉県野田健康福祉センター</u>）に連絡する。 (略)

現 行	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難指示等	ページ 風-45
第1 避難指示等	
(略)	
2. 避難情報等の伝達	
(1) 市民等への伝達	
総括班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、エックス（旧ツイッター）等により市民等に伝達する。	
(2) 関係機関への通報	
総括班は、避難指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田保健所（ <u>野田健康福祉センター</u> ）に連絡する。	
(略)	

修 正 案
修正理由 名称の変更 字句の変更
第 1 行方不明者の搜索 市民情報班は、野田警察署、自治会、自主防災組織等の協力を得て情報を収集し、<u>消防本部</u>、消防団、野田警察署に搜索活動を要請する。 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 9 節 第 1 「行方不明者の搜索」を準用する。
第 2 遺体の処理 (略)
第 3 遺体の埋葬 生活支援班は、遺体の検案を完了した遺体を遺族等に引き渡す。引き取り手のない遺体及び<u>遺族</u>等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急措置として火葬・埋葬を行う。 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 9 節 第 3 「遺体の埋葬」を準用する。

現 行	
風水害編 第 3 章 災害応急対策計画 第 9 節 行方不明者の搜索・遺体の処理	ページ 風-50
第 1 行方不明者の搜索 市民情報班は、野田警察署、自治会、自主防災組織等の協力を得て情報を収集し、<u>消防部</u>、消防団、野田警察署に搜索活動を要請する。 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 9 節 第 1 「行方不明者の搜索」を準用する。	
第 2 遺体の処理 (略)	
第 3 遺体の埋葬 生活支援班は、遺体の検案を完了した遺体を遺族等に引き渡す。引き取り手のない遺体及び<u>遺族</u>が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急措置として火葬・埋葬を行う。 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 9 節 第 3 「遺体の埋葬」を準用する。	

修 正 案
修正理由 字句の変更
第 2 避難行動要支援者への対応 要配慮者班は、自治会、自主防災組織、福祉団体と連携して、<u>指定避難所等</u>の避難行動要支援者の支援を行う。 また、福祉避難所を開設し、<u>指定避難所等</u>での生活が困難な避難行動要支援者を収容する。 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 14 節 第 2 「避難行動要支援者への対応」を準用する。

現 行	
風水害編 第 3 章 災害応急対策計画 第 14 節 避難行動要支援者対策 第 2 避難行動要支援者への対応	ページ 風-5 6
第 2 避難行動要支援者への対応 要配慮者班は、自治会、自主防災組織、福祉団体と連携して、<u>指定避難所</u>の避難行動要支援者の支援を行う。 また、福祉避難所を開設し、<u>指定避難所</u>での生活が困難な避難行動要支援者を収容する。 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 14 節 第 2 「避難行動要支援者への対応」を準用する。	

修 正 案		
修正理由		
名称の変更		
項 目	担 当	関係機関
第 1 障害物の除去	住宅班・土木班	
第 2 清掃・廃棄物処理	環境衛生班	
第 3 環境汚染の防止	環境衛生班	
第 4 動物対策	環境衛生班	野田保健所（千葉県野田健康福祉センター）、動物愛護センター、千葉県獣医師会

現 行		
風水害編 第 3 章 災害応急対策計画 第 17 節 清掃・廃棄物・環境対策		ページ 風-59
項 目	担 当	関係機関
第 1 障害物の除去	住宅班・土木班	
第 2 清掃・廃棄物処理	環境衛生班	
第 3 環境汚染の防止	環境衛生班	
第 4 動物対策	環境衛生班	野田保健所（野田健康福祉センター）、動物愛護センター、千葉県獣医師会

修 正 案
修正理由 字句の変更
第 4 動物対策 環境衛生班は、死亡した家畜の処理、飼い主のもとから逃げ出したペット、 <u>指定避難所等</u> に同行避難したペット等の対策を実施する。 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 17 節 第 4 「動物対策」を準用する。

現 行	
風水害編 第 3 章 災害応急対策計画 第 17 節 清掃・廃棄物・環境対策 第 4 動物対策	ページ 風-5 9
第 4 動物対策 環境衛生班は、死亡した家畜の処理、飼い主のもとから逃げ出したペット、 <u>指定避難所</u> に同行避難したペット等の対策を実施する。 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 17 節 第 4 「動物対策」を準用する。	

修 正 案
修正理由
災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 2 住家の被災調査・罹災証明の発行
被害調査班及び住宅班は、被災した家屋の被害程度を調査し、 <u>全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）</u> に区分して判定を行い、被害調査班において、罹災証明書を発行する。 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 18 節 第 3 「住家の被災調査・罹災証明の発行」を準用する。

現 行	
風水害編 第 3 章 災害応急対策計画 第 18 節 建物対策 第 2 住家の被災調査・罹災証明の発行	ページ 風-6 0
第 2 住家の被災調査・罹災証明の発行 被害調査班及び住宅班は、被災した家屋の被害程度を調査し、<u>全壊・大規模半壊・半壊・一部破損</u>に区分して判定を行い、被害調査班において、罹災証明書を発行する。 対策の内容は、震災編 第 3 章 第 18 節 第 3 「住家の被災調査・罹災証明の発行」を準用する。	

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 1 被災者の生活確保 市及び防災関係機関は、法令等に基づいて被災した市民に対し、見舞金、義援金等の支給や、 <u>税等の減免</u> 、生活再建のために各種の支援を実施する。 対策の内容は、震災編 第 4 章 第 1 節 第 1 「被災者の生活確保」を準用する。

現 行	
風水害編 第 4 章 災害復旧・復興計画 第 1 節 生活安定のための緊急措置 第 1 被災者の生活確保	ページ 風-6 2
第 1 被災者の生活確保 市及び防災関係機関は、法令等に基づいて被災した市民に対し、見舞金、義援金等の支給や、<u>税の減免等</u>、生活再建のために各種の支援を実施する。 対策の内容は、震災編 第 4 章 第 1 節 第 1 「被災者の生活確保」を準用する。	

野田市地域防災計画 新旧対照表

令和8年度
修正素案

野田市防災会議

大規模事故編

修正理由

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見の反映

第 2 計画の対象

本計画の対象は、災害対策基本法第 2 条及び同施行令第 1 条で定める災害のほか、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える次の災害である。

〈対象とする事故災害〉

(1) 放射性物質事故	(2) 大規模断水
(3) 大規模火災	(4) 林野火災
(5) 危険物等災害	(6) 航空機災害
(7) 鉄道災害	(8) 道路災害
(9) 降灰災害	

現 行											
大規模事故編 第 1 章 総則 第 1 節 計画の基本方針 第 2 計画の対象	ページ 大- 1										
第 2 計画の対象 本計画の対象は、災害対策基本法第 2 条及び同施行令第 1 条で定める災害のほか、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える次の災害である。 〈対象とする事故災害〉<table><tr><td>(1) 放射性物質事故</td><td>(2) 大規模断水</td></tr><tr><td>(3) 大規模火災</td><td>(4) 林野火災</td></tr><tr><td>(5) 危険物等災害</td><td>(6) 航空機災害</td></tr><tr><td>(7) 鉄道災害</td><td>(8) 道路災害</td></tr><tr><td colspan="2"><u>(新規)</u></td></tr></table>		(1) 放射性物質事故	(2) 大規模断水	(3) 大規模火災	(4) 林野火災	(5) 危険物等災害	(6) 航空機災害	(7) 鉄道災害	(8) 道路災害	<u>(新規)</u>	
(1) 放射性物質事故	(2) 大規模断水										
(3) 大規模火災	(4) 林野火災										
(5) 危険物等災害	(6) 航空機災害										
(7) 鉄道災害	(8) 道路災害										
<u>(新規)</u>											

修 正 案
修正理由 字句の変更
第 2 予防計画 (略) 5. 退避誘導体制の整備 危機管理部は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、<u>平時</u>から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めることとする。 また、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、<u>平時</u>より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。 なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

現 行	
大規模事故編 第 2 章 大規模事故対策計画 第 1 節 放射性物質事故対策計画 第 2 指定公共機関	ページ 大- 6
第 2 予防計画 (略) 5. 退避誘導体制の整備 危機管理部は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、<u>平常時</u>から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めることとする。 また、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、<u>平常時</u>より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。 なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。	

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 3 応急対策計画 (略) 4. 広報活動 広報班は、総括班からの情報に基づき防災行政無線（固定系）、野田市安全安心メール、<u>災害情報公式エックス（旧ツイッター）及び、ホームページ等により情報を提供する。</u> 生活支援班は、問合せ窓口を設置し相談活動を行う。 (略) 7. 広報活動 (1)受入れ調整 市の区域外からの広域的な避難者の受入れが必要となる場合には、県は、市に協議を行う。 県から受入れの協議があり、かつ市内で同時に被災していない場合は、当該被災者を受入れる。県外からの避難者も同様である。 (2)滞在施設の提供 県及び<u>仮設住宅班</u>は、広域避難者に対し、公共施設等の受入体制を補完するため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第1節 放射性物質事故対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-10
第3 応急対策計画	
(略)	
4. 広報活動	
広報班は、総括班からの情報に基づき防災行政無線（固定系）、野田市安全安心メール、 <u>エックス（旧ツイッター）等により市民に周知する。また、ホームページ等で情報の提供を行う。</u> 生活支援班は、問合せ窓口を設置し相談活動を行う。	
(略)	
7. 広報活動	
(1)受入れ調整	
市の区域外からの広域的な避難者の受入れが必要となる場合には、県は、市に協議を行う。 県から受入れの協議があり、かつ市内で同時に被災していない場合は、当該被災者を受入れる。県外からの避難者も同様である。	
(2)滞在施設の提供	
県及び住宅班は、広域避難者に対し、公共施設等の受入体制を補完するため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。	

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 4 復旧対策計画 1. 汚染された土壌等の措置 県及び環境衛生班は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。 放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

現 行	
大規模事故編 第 2 章 大規模事故対策計画 第 1 節 放射性物質事故対策計画 第 4 復旧対策計画	ページ 大- 1 0
第 4 復旧対策計画 1. 汚染された土壌等の措置 県及び土木班は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。 放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。	

修 正 案
修正理由 災害対策本部各対策班からの意見を反映
第 3 応急対策計画 (略) 2. 応急給水活動 (1) 応急給水計画の作成 給水班及び総括班は、断水の原因、断水地域の状況を把握し、応急給水活動を行うための応急給水区域、給水方法、給水の見込み等を定めた応急給水計画を作成する。 なお、医療機関、福祉施設等の飲料水の必要を把握し、必要に応じて優先的に給水を行うものとする。 (2) 給水資機材、要員の確保 給水班及び総括班は、市の保有する給水資機材で不足する場合は、県企業局、<u>その他水道事業体等</u>に対し、給水車、給水袋、給水人員の応援派遣を要請する。 また、給水要員は、本部長の命により各部から必要な人員を動員する。 (3) 給水活動 給水班及び総括班は、<u>指定給水所等</u>に給水拠点を設け、市民の持参した<u>容器等</u>への給水を行う。 また、物資班は、自治会、自主防災組織等に対し、地域の避難行動要支援者への飲料水の運搬等の支援を要請する。要配慮者班は高齢者への個別給水を行う。

現 行	
大規模事故編 第 2 章 大規模事故対策計画 第 2 節 大規模断水対策計画 第 3 応急対策計画	ページ 大-12

第 3 応急対策計画

(略)

2. 応急給水活動

(1) 応急給水計画の作成

給水班及び総括班は、断水の原因、断水地域の状況を把握し、応急給水活動を行うための応急給水区域、給水方法、給水の見込み等を定めた応急給水計画を作成する。

なお、医療機関、福祉施設等の飲料水の必要を把握し、必要に応じて優先的に給水を行うものとする。

(2) 給水資機材、要員の確保

給水班及び総括班は、市の保有する給水資機材で不足する場合は、県企業局、その他水道事業体に対し、給水車、給水袋、給水人員の応援派遣を要請する。

また、給水要員は、本部長の命により各部から必要な人員を動員する。

(3) 給水活動

給水班及び総括班は、地区の公共施設等に給水拠点を設け、市民の持参した容器への給水を行う。

また、物資班は、自治会、自主防災組織等に対し、地域の避難行動要支援者への飲料水の運搬等の支援を要請する。要配慮者班は高齢者への個別給水を行う。

修 正 案
修正理由 県の計画に整合
第 1 基本方針 野田市は豊かなみどりに恵まれており、林野火災がひとたび発生すると、<u>気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意し、林野火災に対する対策について定める。</u>

現 行	
大規模事故編 第 2 章 大規模事故対策計画 第 4 節 林野火災対策計画 第 1 基本方針	ページ 大-17
第 1 基本方針 野田市は豊かなみどりに恵まれており、林野火災がひとたび発生すると、<u>地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極めて大規模火災となるおそれがあるため、林野火災への対策について定める。</u>	

修 正 案
修正理由 県の計画に整合
第 2 予防計画 (略) 4. 消防体制の確立 (1) <u>林野火災注意報及び林野火災警報</u>、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立させる。 (略)

現 行
大規模事故編 第 2 章 大規模事故対策計画 第 4 節 林野火災対策計画 第 2 予防計画 ページ 大-17
第 2 予防計画 (略) 4. 消防体制の確立 (1) <u>火災警報</u>、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立させる。 (略)

修 正 案
修正理由 県計画に整合
第 3 応急対策計画 (略) (削除)

現 行	
大規模事故編 第 2 章 大規模事故対策計画 第 4 節 林野火災対策計画 第 3 応急対策計画	ページ 大-18
第 3 応急対策計画 (略) 7. 立入規制 野田警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。	

修 正 案
修正理由 パブリック・コメント手続によって寄せられた意見の反映
第 1 基本方針 <u>過去、千葉県においては、1707 年の富士山の宝永噴火にて噴煙に伴い日光が遮られる等、県内全域において数cmの火山灰が堆積したとされている。</u> <u>国の中央防災会議に設けられた「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が、令和 2 年 4 月に報告した「大規模噴火時の広域降灰対策について―首都圏における降灰の影響と対策―～富士山噴火をモデルケースに～」によれば、宝永噴火に近いケースで西風が卓越した条件下では、市原市で 1 時間に 3 mm 以上の降灰や、累積で 4.5 cm 以上の火山灰が堆積すると想定されている。</u> <u>このように、千葉県においては、火山の噴火に伴う噴石や溶岩流などによる影響を受ける可能性は高くないものの、降灰の影響により、交通機関やライフライン施設、経済活動や社会生活に大きな影響を及ぼすことが想定される。</u> <u>そのため、富士山をはじめ、周辺の火山噴火での降灰による被害を抑えるべく、本節の災害対策を示すものとする。</u> <u>※国は、「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の報告を受け具体的な対策を検討しているところであり、今後、国から対策が示された場合や、研究機関等から新たな知見が発表された場合、その他本市における対応を追加又は修正する必要がある場合には、本節の内容を随時更新していくものとする。</u>

現 行	ページ
大規模事故編 第 2 章 大規模事故対策計画 第 9 節 富士山等の噴火に伴う降灰対策計画（新規） 第 1 基本方針（新規）	新規
<u>（新規）</u>	

修 正 案
修正理由 パブリック・コメント手続によって寄せられた意見の反映
第 2 被害想定 本市は、富士山が噴火した場合、西風卓越の場合 2 ～ 4 cm の降灰の可能性のあるエリアに入っている。降灰の堆積範囲は、下図のとおりである。 計算結果（ケース1：西風卓越（宝永噴火に近いケース）） 最終堆積厚 （宝永噴火の実績と計算結果の比較） 1 km 相当メッシュ 凡例 堆積厚 (cm) 0.01 - 0.5 0.5 - 1.0 1.0 - 2.0 2.0 - 4.0 4.0 - 8.0 8.0 - 16.0 16.0 - 30.0 30.0 - 64.0 64.0 - 128.0 128.0 - 300.0 300.0 以上 Miyaji et al (2011) による 宝永噴火の堆積厚 (cm) ⇒ 宝永噴火と概ね 一致することを確認 ※ 降灰地域は噴火の推移（噴出率／噴煙柱の高さ）・風向風速によって変わる。計算結果はケーススタディのための一例である。 出典：）降灰のシミュレーションによる降灰分布（大規模噴火時の広域降灰対策検討WG 報告書 令和 2 年 4 月）

現 行	
大規模事故編 第 2 章 大規模事故対策計画 第 9 節 富士山等の噴火に伴う降灰対策計画（新規） 第 2 被害想定（新規）	ページ 新規
<u>（新規）</u>	

修 正 案
修正理由 パブリック・コメント手続によって寄せられた意見の反映
第3 予防計画 市は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及や意識の啓発を図る。 その他に、火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）、解説情報の種類と発表基準についても周知を図るものとする。 1. 火山噴火に関する知識の普及 市は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及や意識の啓発を図る。その他に、火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）、解説情報の種類と発表基準についても周知を図るものとする。 2. 火山情報 (1) 噴火警報・予報・噴火警戒レベル 噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して気象庁が市町村単位で発表する。また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報を発表するものとする。 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。 富士山を含む、噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表するものとする。 なお、富士山の噴火に関しては、野田市はこれらの警報・予報等が発表される対象となる地域に含まれていない。

現 行	ページ
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第9節 富士山等の噴火に伴う降灰対策計画（新規） 第3 予防計画（新規）	新規
(新規)	

種別	名 称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警 報	噴火警報 (居住地 域) 又は 噴火警報	居住地域及 びそれより 火口側	レベル 5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が発生、あるいは切迫 している状態と予想される
			レベル 4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が発生する可能性が高 まってきていると予想される
警 報	噴火警報 (火口周 辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居 住地域近く までの広い 範囲の火口 周辺	レベル 3 (入山規 制)	居住地域の近くまで重大な影 響を及ぼす (この範囲に入っ た場合には生命に危険が及 ぶ) 噴火が発生すると予想
		火口から少 し離れた所 までの火口 周辺	レベル 2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす (こ の範囲に入った場合には生命 に危険が及ぶ) 噴火が発生、 あるいは発生すると予想され る
予 報	噴火予報	火口内等	レベル 1 (活火山で あることに 留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火 口内で火山灰の噴出等が見ら れる (この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)

(2) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を促すために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

ア 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

イ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや、警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 (噴火の規模が確認できない場合は発表する。)

ウ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

(新規)

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(3) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 降灰に関する情報発表の流れ

ア 降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表される。

発表時刻は2時、3時、8時、11時、14時、17時、20時及び23時である。

18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供します。

イ 降灰予報（速報）

(ア) 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。

(イ) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。

(ウ) 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。

(エ) 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で※）発表される。

(オ) 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。

（新規）

ウ 降灰予報（詳細）

(ア) 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表される。

(イ) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。

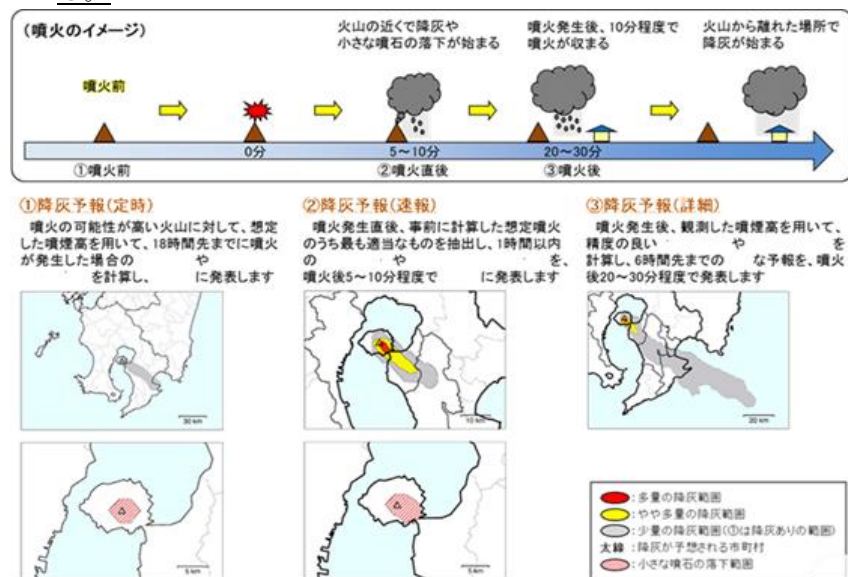
(ウ) 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。

(エ) 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表される。

(オ) 降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で※発表される。

(カ) 噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻が提供される。

※ 噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがある。



上空の風が弱い場合、あるいは高度によって風向きが大きく変化している場合、降灰予報と実際の降灰範囲及び降灰量が異なることがある。

(新規)

(新規)

(5) 降灰量階級

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さキークート*	路面	視界	人	道路	
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1 mm ≤ 厚さ < 1 mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなる恐れがある	稲などの農作物が収穫できなくなったり ※、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1 mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※

※富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

(6) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスが放出される場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性がある地域に向けて発表する予報。

3. 市及び住民の役割

(1) 市の役割

(新規)

- ア 火山現象や前兆現象に関する知識の普及や意識の啓発
- イ 火山情報の種類と発表基準の周知
- ウ 降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知
- (2)住民の役割
 - ア 気象庁が発表する火山の噴火警報の理解
 - イ 自分の住む地域の降灰の予測及び状況の把握
 - ウ マスク、ゴーグル、食料、飲料水、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出し用品の準備

4. 事前対策の検討

市は、降灰によって生じることが想定される災害について、次の対策を検討する。

- (1)住民の安全、健康管理等
- (2)降灰による空調機器等への影響
- (3)視界不良時の交通の安全確保
- (4)農産物等への被害の軽減対策
- (5)上下水道施設への影響の軽減対策
- (6)降灰の処理

修 正 案
修正理由 パブリック・コメント手続によって寄せられた意見の反映
第 4 応急対策計画 1. 配備体制 <u>千葉県が作成している「富士山等の噴火に伴う降灰対策に関する対応指針（令和 8 年 3 月改定）」に記載されている噴火発生時の配備体制に基づき、本市も配備体制をとることとする。</u> (1) 情報連絡体制 <u>気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された場合に、千葉県は情報収集体制配備の検討を行い、「噴火警報」が発表された場合には、千葉県は情報収集体制となる。</u> <u>本市は震災編に定めるところにより「情報連絡体制」をとる。</u> <u>ア 危機管理部は、各部局に情報伝達をし、被害情報の報告を依頼する。</u> <u>イ 危機管理部及び各部局は、被害情報の収集をする。</u> <u>ウ 各部局は、火山灰が降る前にとるべき対応を実施する。</u> (2) 警戒配備（本部体制） <u>気象庁から「噴火速報」が発表された場合に、千葉県は災害即応体制となり、本市は震災編に定めるところにより「警戒配備体制」をとる。</u> <u>ア 危機管理部及び各部局は、被害情報の収集をする。</u> <u>イ 各部局は、火山灰が降る前にとるべき対応を実施する。</u> (3) 非常配備（災害対策本部設置の検討） <u>ア 降灰予報において、千葉県内に「やや多量*」以上の降灰が予測され、広域的な被害の発生が想定された場合、本市は震災編に定めるところにより「災害対策本部」の設置を検討する。</u> <u>降灰予報で使用する降灰量階級については、前述の「2 火山情報（5）降灰量階級」を参照。</u> <u>※（0.1mm≦厚さ<1mm）【注意】火山灰が降っていることが明らかになり、路面標示（白線）が見えにくくなる。</u> <u>イ 千葉県は、「降灰予報（速報）」で、1 時間以内に予想される降灰量が「やや多量」以上の市町村に対して、情報連絡員（リエゾン）を派遣することになっている。</u>

現 行	ページ
大規模事故編 第 2 章 大規模事故対策計画 第 9 節 富士山等の噴火に伴う降灰対策計画（新規） 第 4 応急対策計画（新規）	新規
<u>(新規)</u>	

(新規)

(4) 富士山以外の火山への対応

富士山以外の火山（火山島含む）の噴火の場合は、気象庁から発表される「降灰予報（速報）」又は「降灰予報（詳細）」の発表で、千葉県内に降灰が「少量」の場合、千葉県は情報収集体制となり、本市は震災編に定めるところにより「情報連絡体制」をとる。

また、その後の気象庁発表を参考にし、「警戒配備体制」又は「災害対策本部」を設置して対応する。

2. 降灰に関する情報の発信

(1) 降灰状況の周知

気象庁が、野田市内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは市内に降灰があったときには、市は降灰分布を把握するとともに、銚子地方気象台等から降灰に関する風向き・風速の情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民へ周知する。

なお、情報の発信手段は、「震災編第3章 第3節 第1 災害時の広報」に準じる。

(2) 住民への呼びかけ、注意喚起

降灰が予測される場合、市は、降灰時にとるべき行動を住民に発信する。

【降灰時にとるべき行動（例）】

- ・住宅内に火山灰が入らないようにドアや窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- ・湿ったタオルをドアの隙間や通気口に置く。隙間風が入る窓にはテープを張る。
- ・壊れやすい電化製品にカバーをして、周囲の火山灰が完全になくなるまでカバーをはずさない。
- ・下水がつまらないように、雨どいや配水管を排水溝からはずす。排水溝もつまらないように、火山灰と水が地面に流れるような状態にする。
- ・外出時は、マスクやゴーグルを着用し、必要に応じて傘を使ったり、ハンカチ等で口元を覆ったりして、目やのどを保護する。
- ・自動車の運転時は、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー※を使用して、視界を確保する。また路面が滑りやすくなるため、スリップに注意する。

※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払い落とし、ウインドウウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。

【降灰中の注意喚起（例）】

- ・パニックに陥らず、冷静に行動する。
- ・外出はなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行う。
- ・マスクやハンカチ、もしくは衣類で鼻と口を覆う。
- ・コンタクトレンズは付けない。
- ・可能な限り自動車の運転は避ける。

3. 医療・救護

以下に記載のない項目は、「震災編第3章 第6節 医療救護・防疫活動」に準じて実施する。

(1) 大気環境濃度の測定と情報提供等の実施

- ア 火山灰の一部である浮遊粒子状物質や火山性のガスである二酸化硫黄等の大気中の濃度を県が測定した結果を受け、その状況を公表する。
- イ 浮遊粒子状物質や二酸化硫黄等が高濃度となった場合に、住民に注意喚起を行う。

(2) 水質汚濁への対応

- ア 降灰や流出水により、公共用水域に異常水質が発生した際は、「千葉県異常水質対策要領」に基づき、県からの情報提供を受け、県と連絡調整を行う。

(3) 健康への影響に関する情報提供・相談対応の実施

- ア 降灰による健康への影響に係る問合せへの対応を実施する。
- イ 心の健康、精神疾患及び精神科医療、依存症など精神保健福祉全般に関する電話相談等を実施する。
- ウ 外出が困難な状況下での運動不足等について、ホームページ等で注意喚起を実施する。
- エ 医療機関、福祉施設等へ降灰による健康への影響に係る情報を提供する。
- オ 食品への影響に関する情報提供と相談業務を行う。

(4) 医療機関・福祉施設等への支援の実施

- ア 医療機関、福祉施設等の被害状況を把握する。
- イ 県と連携し、被害や交通規制等の情報を収集する。
- ウ 県から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等と協力して活動を行う。
- エ 県と連携し、停電時の電源車、給水車の派遣、非常用発電機の燃料確保及び食糧を含む物資支援を実施する。
- オ 県の緊急支援が必要な在宅療養患者の状況を確認する。

（新規）

カ 緊急に入院が必要な住民等に対し、適切な診療体制の確保に努める。（搬送手段の確保など、交通関連の支援との連携）

キ 県、関係団体、関係機関と連携し、医薬品及び医療資器材の需給状況について情報収集を行い、相互提供するとともに、関係機関へも提供する。

4. 避難所開設・運営

堆積した降灰の荷重が原因で住宅が倒壊した住民を収容するため、避難所を開設・運営する。なお、開設・運営にあたっては、「震災編第3章 第7節 第3 指定避難所等の開設及び運営」に準じる。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰による呼吸器、目や皮膚への影響といった被災者の健康状態に配慮するとともに、健康相談や健康診断が行える人員の配置に努める。

また、大量の降灰により浄水場の配水処理能力が低下することで、給水量の減少が予想される場合には、速やかに、避難所への給水体制を確立させる。

5. ライフライン・道路等の応急復旧

以下に記載のない項目は、「震災編第3章 第12節 ライフライン施設等の応急対策」に準じて実施する。

また、過去の噴火事例にて以下のような被害が報告されているため、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各施設の管理者が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を取る。

<u>施設・設備</u>	<u>被害事例</u>
<u>電気設備</u>	<u>火山灰の荷重により、電線が切れる</u> <u>雨を含んだ火山灰が、碍子に付着して絶縁不良を起こしてショートする</u>
<u>上水道</u>	<u>水道施設内のろ過池への降灰により、濁水となり取水ができなくなる</u> <u>火山灰は火山ガスが付着しているため、状況によっては、水中のフッ素や塩素等の値が上昇する</u>
<u>下水道</u>	<u>火山灰が下水道管に溜まり、流れが悪くなる</u>
<u>道路</u>	<u>火山灰が側溝に溜まり、流れが悪くなる</u>
<u>鉄道</u>	<u>分岐器に火山灰が堆積し、運行に支障が出る</u>

(1) 停電・通信障害への対応

総括班は、次の事項を行う。

ア 停電への対応の実施

(新規)

<u>(ア) 電力事業者からの停電状況、被害状況及び復旧見込み等の情報収集を実施する。</u> <u>(イ) 県と連携し、重要施設への継続的な電力維持の支援（非常用発電機への燃料供給等）を実施する。</u> <u>(ウ) 必要に応じて、県へ備蓄発電機の貸出を要請する。</u> <u>イ 通信障害への対応の実施</u> <u>(ア) 通信事業者からの障害状況、被害状況及び復旧見込み等の情報収集を実施する。</u> <u>(イ) 県と連携し、停電エリアの基地局に対して、非常用発電機への燃料供給等を実施する。</u> <u>(2) 上下水道への影響</u> <u>ア 上水道における対応</u> <u>給水班は住民に対し、問い合わせ窓口を提示するとともに、次の事項を行う。</u> <u>(ア) 県内水道事業体からの応援要請があった場合、資機材の供出、浄水薬品や水質検査、応援給水等の調整を実施する。</u> <u>(イ) 薬品等の物資の運搬や応援給水に係る輸送経路及び、火山灰を含んだ浄水汚泥の処理について、災害対策本部と協議・調整及び情報共有を行う。</u> <u>イ 下水道における対応</u> <u>土木班は、県や災害応急対策の協定締結先と連携し管渠、調整池等の降灰除去を実施する。</u> <u>(3) 道路への影響</u> <u>土木班は、交通事故等の恐れがある場合は、警察と連携し通行規制を実施するとともに次の事項を行う。</u> <u>ア 降灰除去の実施</u> <u>(ア) 県や協定事業者（路面清掃車、散水車保有業者）と連携し路面及び側溝の降灰の除去を実施する。</u> <u>(イ) 平時から路面清掃車等の保有状況を把握する。</u> <u>(ウ) 処理能力の不足が見込まれる場合は、国土交通省や他の自治体に応援要請を行う。</u> <u>(エ) 優先路線（緊急輸送道路等）から降灰除去を実施する。</u> <u>(オ) 降灰処分候補地の事前検討を行い、道路の降灰仮置き場の確保に努める。</u> <u>イ 通行の支障となる放置車両の移動</u> <u>(ア) 放置車両を路肩等へ移動する。</u>	
---	--

<u>(新規)</u>	
--------------------	--

(イ) 放置車両の所有者へ移動するよう依頼する。

(4) 帰宅困難者対策

総括班は、公共交通機関の計画運休の情報、被災状況、運行情報等の収集を行う。

また県と連携し、駅前滞留者の一時滞在施設への誘導、混乱が収束した後の帰宅支援を実施する。

6. 降灰の処理

(1) 火山灰の除去

火山灰の除去は、原則として土地の所有者又は管理者が行うものとする。

民有地内の降灰は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

道路の降灰については、緊急輸送道路等を優先して処理することとし、緊急性がある場合には、道路管理者間で調整を行うことで、速やかな除灰を行う。また、上下水道施設における降灰についても、速やかに除去を行う。
※これまでの事例では、堆積した火山灰は、基本的には土砂として、道路やライフライン等の施設管理者（宅地から排出された火山灰は市町村）において、それぞれ処分されている。処理の方法は、土捨て場への捨土や埋立てであった。

(2) 降灰の収集

各家庭から排出された灰の回収については、市が実施するものとし、集積所の情報及び排出の方法について、野田市安全安心メール、災害情報公式エックス（旧ツイッター）及び、ホームページ等を通じて住民に周知する。

また、各事業者から排出された灰の処理については、各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

(3) 処理方法等

ア 仮置き場・処分場の設置

環境衛生班は、必要に応じて、火山灰の一時保管場所及び処分場所を設置する。

イ 災害廃棄物処理の支援要請

火山灰の堆積による家屋の破損・倒壊等が想定される場合は、県と連携の上、市内の災害廃棄物発生状況を把握し、県に対して助言等を求めるとともに、広域支援を依頼する。

ウ 一般廃棄物処理の支援要請

降灰に伴う停電等により市の一般廃棄物処理施設が停止した場合は、災害時応援協定等に基づき、他市町村や民間の施設を活用した広域処理体制の構築を検討する。

(新規)

県内の広域処理体制では対応が困難な場合は、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会等を通じて、県から国・周辺都県等へ支援を要請する。

降灰に伴う道路交通障害等により市の一般廃棄物回収が困難になった場合は、各家庭でごみを保管するよう広報する。

7. 被災者対策・住民生活への影響

(1) 住家が破損、倒壊した住民に対する支援

住宅班は、家が破損した住民に対し、損壊部分を保護するブルーシートを提供する。

物資班は、住家の倒壊により居住が困難となり避難した住民に対し、県の支援も得ながら、不足する物資を支援する。

仮設住宅班は、住家が倒壊し、居住が困難となった住民に対し、一時的に市営住宅の空き住戸の提供を検討する。

火山灰の積灰による家屋等の倒壊等により、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理を行う。

(2) 生活必需品の円滑な流通の確保と正確な情報の提供

総括班は、住民が落ち着いた消費行動がとれるよう、正確な情報の収集と提供及び注意喚起を行う。

また、噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないように監視や指導を行うことで、住民や事業者に冷静な行動を求める。

(3) 農業者への支援

環境衛生班は、農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成が阻害され、農作物の生育を妨げることから、市は、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するように支援する。

また、火山灰が土壌に多量に混入すると土壌の理化学性が悪化し、作物の生育に悪影響をもたらす。そのため、被害状況に応じて、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の指導を行う。

(4) 災害等に便乗した消費者被害の防止

生活支援班は、災害後に起こり得る消費者トラブルや悪徳商法の被害等に対してホームページや広報紙の他、エックス等 SNS を通じた注意喚起を行う。

(5) 広域一時滞在

(新規)

総括班は、火山の噴火により、広域避難を余儀なくされる他都道府県の知事から、県を通じて避難者の受入れの要請があった場合は、必要に応じて、避難所を確保するとともに、避難者を受け入れるものとする。

(新規)